

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (19 . 3 定)			
日 時	平成 19 年 9 月 18 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、山口副委員長、秋元・吹田・菊地・斉藤（陽）・ 佐藤・井川・久末 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・ 福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、保健所長、 会計管理者、小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

14日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました新谷です。大変微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のために最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、副委員長には山口委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、佐藤委員を御指名いたします。

14日に開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり審査日程が決定しておりますので、御報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

菊地委員

地方交付税の予算額とのかい離について

代表質問で財政問題についてお尋ねいたしました。地方交付税のかい離についてお尋ねしましたところ、納税義務者の人数が過大に見積もられたという市長の御答弁でした。算定の方法に問題があるというのなら、他都市にも同じような状況があると思うのですが、状況と算定方式についていろいろ意見を言っていきたいと、市長はこのように答弁していましたけれども、そういった是正についての方策についてお示してください。

（財政）財政課長

平成19年度の地方交付税につきましては、予算額と比べまして約3億3,000万円計上額より少なく決定されたわけですが、その決定内容につきましては、市長が答弁しましたように、税の方ですが、収入の方で市民税の所得割について推計された部分で過大に見積もられたということが、算定結果の中身から言うと一番大きい部分です。市長からもありまして、小樽市の納税義務者数が課税状況の数字で、19年度であれば5万6,400人であったものが、交付税上では5万9,000人で推計されたということでございます。

交付税の制度からいきますと、当該年度の収入につきましては、市民税であれば課税状況になるわけなのですが、制度的に当該年度の課税状況というのは、1月1日現在で国の方に報告することになっておりまして、それからいくと交付税の積算に間に合わないという状況もありまして、交付税の積算の上ではそういう形で推計されているものと思います。

それで、実際に約3億円の予算額とのかい離があったわけですが、それにつきましては一応交付税の方でも制度改正要望というのがございます。その中でついこの間ですが、かい離があるので、それに対する補てん措置と、翌年度以降についてはそういうかい離を精算していただくような形の制度改正要望を上げたところでございます。

菊地委員

補てん措置という話がありました。減収補てん債というようなこともやっていきたいと、市長からそのように答弁をいただいたのですが、それは現実的なものなのでしょうか。

（ 財政 ） 財政課長

交付税の積算上、過去からそういうような形で積算されてきたということもありますが、小樽市の場合はそのかい離額が今年度非常に大きかったということで、あくまでもその補てん措置を求めているわけなのです。やはり今までもかい離があったわけですが、これだけ大きいかい離があると、当該年度の予算の執行に対しても非常に厳しいということもございまして、あくまでも当該年度分の減収補てん債というのが今の制度上考えられる措置ではないかということも考えまして、国に要望しているわけでございます。

その見直しなのですが、減収補てん債の通知自体が今後のことになりますので、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、我々事務方としては何とか補てん措置がされるような形で努力はしていきたいと思っています。

菊地委員

それが実現できて、何とかかい離が解消されていけばいいのですが、一方、そういうことがもしだめだとなった場合に、その穴を埋めていかなければいけないわけですね。事務事業の見直しに努めたいという市長のお答えでしたが、具体的にどんなことをお考えなのかということについては、実はお答えいただいていないと思うのです。今までもかなり事務事業を見直していますから、これからの見直しについては厳しいとは思いますが、今のところ具体的にどんなことをお考えなのか、お答えください。

（ 財政 ） 財政課長

今年度のことということでどうやって埋めていくか、事務事業の見直しをしていくかということなのですが、当然もう予算は議決されてその事業はやっていくという中で、やはり少ない経費で最大限の効果が上がるような事業の形でやっていただきたい。さらに、ふだんかかる経常経費の中でも翌年度に回せるようなものがあれば、翌年度に回していただきたいというようなことで、今は考えてございます。

菊地委員

なかなか今のところ具体的には考えつかないのかというふうに思うのですけれども、結局は累積赤字の金額が増える。それでも財政再建団体に転落するほどの金額ではないからという余裕みたいなものは、よもやお持ちではないと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

（ 財政 ） 財政課長

その累積赤字の件なのですが、今年の 3 月に策定した財政健全化計画がございまして、それにつきましては道との協議の中で、やはり累積赤字というのは計画の中で減っていくような形で組んでおりますので、それを増やすということにはなかなかならないというようなことで、道との打合わせの中ではやっております。

ですから、ちょっと赤字が増えたと、そういうことにならないような形で我々も最大限努力していかなければならないわけなのですが、なかなか特効薬というか、交付税の部分の比が大きいので、その中で今年の決算の中でその交付税分を何とか埋めて、累積赤字につきましては増えないような形でやりたいとは思ってございます。

菊地委員

一方、実際の納税義務者からの市道民税徴収ですが、第 1 期の納付期を終えた段階の納付状況をお尋ねしました。平成 18 年度の第 1 期分との比較で 342 件、9,600 万円の滞納が増えたとのことですが、やはり税制改革の影響がもろに出ているのではないかと考えられるのですが、詳しい状況についてはわかりますでしょうか。

（ 財政 ） 納税課長

詳しい状況なのですが、督促状の発送日には今委員がおっしゃいましたように約 9,100 件の件数がありまして、これについてはまだ分析という状況ではなかったのですが、現年課税分の滞納整理を行うに当たりましては、やはり現状の滞納者の件数とか金額など、こういう把握が必要ですので、これからデータ等の分析を行いまして、具体的な滞納整理の方法を検討しようとしております。

菊地委員

こういった状況ですけれども、実際には税金の収納率向上のために職員の皆さんは、また頑張るのだと思います。仕事は増えて給料は下がる。市民には税制改革も含めて、また市の財政が厳しいと言っては、まさに私たちから見たサービスの低下だと思えますが、こう言って市の財政を、何とか赤字財政を縮減していきたいということで努力もそれぞれしているのに、交付税が削減され、もう本当にイタチごっこだと思うのですけれども、こういった状況で財政健全化計画は、交付税については増えるという見通しでは立っていないのですね。さらに交付税の措置については厳しく見ていると思うのですけれども、一体いつになったら、市民は、小樽市はようやく安堵できる財政状況になったというふうに思えるのか。それはやはり地方自治体が住民の健康や福祉をしっかりと守っていく、生きるための地方交付税のきちんとした目的に沿った措置をしていただきたいということで、さらに国に対して強く言っていかなければいけないと思うのですが、この辺について理事者の決意を、一言お聞かせいただければと思います。

財政部長

ここ数年交付税が大変削減されて、どの地方自治体も財政運営に苦勞しているというのが現実でございます。全国市長会など地方 6 団体でまず要望を上げてきておりますのは、やはりこの地方交付税の安定、総額確保というのが第一に上がってきております。最近のマスコミ報道を見ていまして、地方が疲弊しているという表現が多くなってございます。その主因に交付税を挙げる形も多くなってございます。大分その辺のところは理解されつつあるのかと思います。

決意ということでございますけれども、とにかく財政力指数が 0.5 を切って交付税依存度の高い本市でございますので、その辺についてはとにかく総額の確保というものを繰り返し強く要望してまいりたいと思います。

菊地委員

新市立病院の説明会について

次に、病院の問題について、新病院建設に係る市民説明会の様子についてお尋ねしたいと思うのですけれども、私が再々質問で、病院の問題として説明会を総括されたそういう報告について進ちょく状況をお尋ねしたのですけれども、「一度総括をやったのですけれども、なかなか大きい問題ですから、そう簡単にすぐ結論が出る話ではありませんので、引き続きまだ検討しております」と答弁されています。難しいなかなか大きい問題だということの中身と、それから総括の中身によっては、さらに市民に対しての説明会を開くこともあり得るのかについて、お尋ねしたいと思います。

総務部 参事

新病院の説明会の後なのですけれども、当然、結果を集約いたしまして、両院長も含めて内部で検討を始めております。その中では説明会で出された意見、質問等は、私どもとしては議会の中でもいろいろ審議されてきた内容が大半だったというふうに考えておりますが、我々が検討を開始した中では、建設地の問題は今までも説明会等で説明してきたとおり、現在地での建設はできないという中での話ですので、築港しかないというところは変わりませんけれども、やはり財政的な問題です。新病院の経営はうまく収支がとれていくのかとか、大きな借金をしてそれを返していけるのか、その辺が中心になろうかと思っておりますので、その分の起債の申請も含めて検討を今続けているという状況でございます。

説明会を再度するかどうかですが、私の方からではありませんけれども、今回の説明会というのは、それすべてを説明し切るものではなくて、市長選挙戦を通じていろいろ市民の方に十分我々の説明が浸透していないということを受けての説明会を行ったということですので、今後この結果を検討した中でもう一回説明会を開催しようということにはならないのではないかと、私のレベルでは考えてございます。

菊地委員

ただ、市長は、「了解はしていただいたとは思っていないけれども、理解はしていただけた」というふうに答弁

して、なかなか市長の御答弁を理解するのは難しいのですけれども、それは一体どういうふうに解釈したらいいのかと私も非常に悩んでいるのです。説明会でも、「説明会を開いたのだから、市民の皆さんには了解していただけた」というふうに思ってもらっては困るという声が大変大きかったわけです。この説明会をアライブづくりにしてほしくない、これも大半の市民の皆さんの声です。

ですから、了解したとは思っていませんけれどもというふうにお答えいただいているわけですから、さらに何らかの市民に対しての行政側の姿勢というものは必要だと思うのですけれども、そういう意味では再度説明会なり、また本当に市民の皆さんの意を酌むための方策は必要だと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

市長

先日の代表質問で、説明会をもって市民の皆さんの了解をもらったのかというそんな御質問がありましたから、すべてではございませんけれども、我々は一定程度の理解はもらったとは認識していますけれども、ですからすべてで了解されたというふうには思っていませんけれども、そういう趣旨でお答えしたわけです。

ですから、これから説明会をするかしないか、何を説明するのか、何を説明するかということがはっきりしなければ、説明会の意味がありませんから、いろいろ検討した結果、これはやはりどうしても市民に説明する必要があるというものが出来れば、それはやる必要があるのかと思っておりますけれども、現状ではまだやるとかやらないとか、今のところは申し上げる段階ではないというふうに思います。

菊地委員

私は全部の説明会に参加したわけではないのですけれども、説明会に2か所出席させていただきました。また、ほかの説明会に参加されていた方々から話を聞いても、築港地区に病院を建てるということについては、市民の大方の方がまだ理解、納得していないというふうに思っていますし、そういう意味では代表質問でも質問しましたけれども、もっと率直に市民の方々の知恵も力もかりながら、築港地区での建設も含めて行政側が考えていることの説明だけではなく、市民の方からもっといい考えがないのかということも含めた話し合いは、さらに必要ではないかというふうに思いますので、ぜひその立場でこの病院の問題について取り組んでいっていただきたいと思っております。

高島小学校温水プールの開館時間について

それから、プールの問題についてお尋ねしたいと思います。代表質問で開館時間の問題をお尋ねしたときに、これからの高島小学校温水プールの開館時間について、こういうふうに改善したいという答弁だったのですが、実はもっと現実的な問題として、今の開館時間の中でプール主催のさまざまな水泳教室に参加されている方と、そうではない一般利用者の方とで、開館する時間に差があるという素朴な疑問といえますか、問題点を述べた方がいたものですから、その点について実は質問したかったのが趣旨なのです。どうしてそういうふうになっているのかについて説明していただけますか。

（教育）生涯スポーツ課長

ただいまのプール入館時での利用者への差についてですけれども、これは6月から8月にかけては、学校の水泳授業がある関係で、プールの開館時間を午後4時ということにしております。それで、プール主催の教室がある際には、できるだけ以前の室内水泳プールで行っていましたが同じ時間帯でやるということで、4時から開始をしているところでございます。この際、教室の受講生につきましては、プールに入る前に全員に血圧測定をしてもらう関係がございまして、15分早めに入って着替えを済ませて、その後で血圧測定をし、4時から教室に入ってもらおうという方法をとっているところでございます。

これにつきましては、意図的に時間をずらしてございまして、高島小学校温水プールの更衣室が狭いということもございまして、一般の方と一緒に入ることによって混雑をする、こういう部分を回避することも考えまして、時間帯をずらして入ってもらっている状況でございます。

ただ、一般の利用者の方からはお話のとおり、4時から泳ぎたいという話も御意見として伺っておりますので、

これについては来年度の課題として研究してまいりたいと考えているところでございます。

菊地委員

開館時間とそれからプールの利用時間、そしてその職員の勤務時間、それらがどう入り組んでどういうふう整理されているのかということがなかなか利用者にわかりづらいと、こういう疑問や切実な不満も出てくると思うのですが、この辺をもっときちんと整理して、今、私たちは高島小学校温水プールが必ずしも代替になっているというふうには思えないのですけれども、それでも今あそこは市民の皆さんの健康増進のために利用できる最大の施設なものですから、できるだけこういったトラブルや不満が解消される方向で教育委員会に考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

公立保育所と民間保育所の役割分担について

次に、保育所の問題についてお尋ねしたいと思います。

私は、保育所の民営化については、ぜひ公的な立場の公立保育所としての存在、それをしっかり守っていただきたいという質問をしましたが、市長の御答弁の中に、公立でできること、民間でできることそれぞれの役割を追求していきたいというような話がありました。保育所にどんな役割があって、なぜ公立と民間でそれぞれすみ分けをしなければいけないのか。どのことについて公立、民間がそれぞれすみ分けをしようと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

（福祉）金子（文）主幹

公立保育所と民間保育所の役割分担についてですけれども、保育所の果たすべき役割としまして、地域における総合的な子育て支援の中核としての役割が強く求められております。その中で公立保育所は、保育行政機関としまして、直接、保育所を運営することで、保育需要や課題などを的確に把握しまして、需要に即した保育施策や児童虐待防止に向けた子育て支援策等に取り組み、次世代育成の中心的役割を担っていくと、そう考えております。

また、民間保育所は、通常保育に加えて多様化する保育ニーズにこたえていくために、延長保育等の特別保育事業等の拡充などを中心に担っていくということで、どうして今その役割分担をしなければならないのかということですが、今後、民間の持つ機動性や柔軟性を活用しまして、運営の効率化を図り、多様化する保育ニーズへの対応、子育て支援の機能の強化に取り組んでいくためにも、保育所の公立と民間を含め、役割分担を明確にしていく必要があるということでございます。

菊地委員

保育行政機関としてということをおっしゃいましたが、公立としても保育所を実際に運営していくということはあるのですね。そのことは確認していいですね。

（福祉）金子（文）主幹

当然、公立保育所としまして、保育所はその運営をしていく必要があると考えております。

菊地委員

今、それぞれの役割のすみ分けについてお尋ねしてお答えいただいたのですが、この内容ですと、なぜすみ分けしなければならないのかという疑問が非常に大きいのです。民間保育所について言われた柔軟な運営ということについては、どういったことが、具体的な中身についてお示しいただけますか。

（福祉）金子（文）主幹

民間保育所の場合ですと、やはり入所児童数に応じた職員配置といいますが、そういう部分で取り組んでおりますので、例えば延長保育なり特別保育を拡充するにしても、一定程度柔軟に、非正規職員が多いという部分はありますけれども、そういう形で対応できるのではないかと、そういうふうと考えております。

菊地委員

公立だとどうしてそれができないのか、お尋ねいたします。

（福祉）子育て支援課長

なぜ公立であれば柔軟な運営ができないのかという問題についてですけれども、現にさまざまな特別保育事業を実施してございますけれども、この箇所数を増やしていくことであるとか、それからまた別な新しいメニューに取り組むといった場合につきましては、財政的な問題であるとか、特にマンパワーが必要になってきますので、職員組合との関係であるとか、そういったものを整理していく中で、新しい取組が可能になってくるわけですけれども、そういう中では非常に時間もかかるといったことから、民間の方の施設長並びにそういったスタッフ方のやるうという意気込みの中で、実施できる可能性というのは非常に大きいというふうに思っております。

福祉部長川次長

なぜすみ分けしなければならないのかという部分ですけれども、今までそうだったとは言いませんけれども、これからいろいろな分野で民営化を考えていかなければならないという時代に入っておりまして、漫然と保育行政を進めるということではなくて、民営化を考えるとといった場合には、民営の保育所あるいは公立の保育所というのはどういう機能があるのかと、どういう役割を果たしていかなければならないのかということを整理してからでないと進められないだろうということで、すみ分けを整理していこうということでございます。

菊地委員

国の方でも、ずっと子育てに関しては、次世代育成プランだとかそういう考え方が出てきていますから、私の保育観といいますか、そういうものとはずれてきているのかとは思っておりますけれども、保育所の地域の中で果たす役割、それから集団保育の場で子供を育成したり、また働く母親たちの支援という立場でいくと、地域にある保育所としては、それが認可保育所であっても認可外保育所であっても、また公立であれ民間であれ、保育所として果たす役割は、地域の母親と子供、それから人々にとっては何ら変わる必要はないというか、すみ分けされるものとする必要のないものだと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

（福祉）金子（文）主幹

確かに公立保育所でも民間保育所であっても、当然、地域の中での子育て支援の役割ということは一定程度果たしていくものだと思いますけれども、民間保育所の場合ですと、やはり施設の問題ですとか、人員の問題、あとは経費の面でなかなか保育に欠ける子供を保育所で保育するという部分ではいいのですけれども、地域における子育て支援の中心的な役割を今後担っていくということになりますと、なかなかやはり取組が難しくなるだろうと。そういう意味で子育て支援の方につきましては、やはり公立が中心となって担っていく必要があるのではないかと、そういうふうに考えております。

菊地委員

子育て支援の関係で、もう少し中身を具体的にお答えください。

（福祉）子育て支援課長

子育て支援の取組についてですけれども、今もそうですけれども、これまでは例えば奥沢保育所に併設しております「げんき」、それから赤岩保育所内にあります「風の子」、こういったところはスペースを設けまして、地域から来ていただける親に対する取組というのが、主な内容になってございます。

ただ、近年は、やはり地域においてそちらの方に出てこれられないというか、潜在的に家庭に引きこもったような状態の親たちをどうしていくかというのが、子育て支援のこれからの大きな役割だと思います。

例えば今年度もそうですけれども、「『げんき』がまちにやってくる」など地域に出ていってございますけれども、やはり行った先で来ていただく母親を対象にしているというようなことがメインになっております。けれども、今後はやはり家庭の中で育児不安など、そういった精神的なストレスのある親たちに、どういうふうにかかわりを持っていくかということが、子育て支援の大きな課題になっていくというふうに思っておりますので、こういったことを研究しながら公立保育所として役割を果たしていきたいと、そういうふうに考えてございます。

菊地委員

今でも「『げんき』がまちにやってくる」と、出張保育みたいなことはやっていますね。そうすると、公立保育所は何か所かそういう核として残しておいて、現実にはそこに子供を入所させながら、さらには全市をくまなくそういうふうにして、出張保育みたいなことに重点を置きながら、民間保育所はそれ以外の、入所する子供、また子育てで電話相談とか延長保育、ゼロ歳児保育、そういうふうにしフトしていくというふうな考え方でしょうか。

福祉部長川次長

出張保育というお話がありましたけれども、端的に言いまして、私立の保育所もうけ主義でやっているわけではなくて、社会的なそういった役割の中でやっているわけで、市も当然そうです。ただ、その中でもニーズに合わせてやっていくという部分でやらなければならないことがありまして、その中でもコスト的に合わないといいますが、やらなければならないのだけれども、経営的に難しいというものがございます。

そういったものを何でもかんでも市で担っていくということではありませんけれども、そういった中で優先順位をつけて、民間が取り組みづらいたらうというような、先ほど言いました例えば児童虐待の対応とか、こういったことについて公立保育所としては優先していくというか、やっていかなければならない、そういうこととございませぬ。

菊地委員

ただ、ゼロ歳児保育、それから産休明け保育、延長保育、数十年前からずっと地域の母親たちの強い要求であった、そういうものについて、現場の保育士はそれはぜひ行政として拡大してやってほしいという思いを持ちながら、コストの問題というか、お金の問題でどんどん後に追いやられてきたという現実があるのです。最初に、それを事業として取り組んだのは民間保育所ではなかったでしょうか。過去にそういう保育行政をやってきておきながら、今になってなぜ民間がなかなかやりづらいのを公立の保育所が担っていかなければならないというふうにして、民間と公立のすみ分けをここで考えてきたのかというのは、私にとっては大変疑問なのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

産休明け保育だって、この小樽で一番先に取り組んできたのは認可外保育所です。無認可の保育所がもう何十年もそういうふうにして取り組んできた、そのことはなかなか評価してもらえないという実態があるわけですので、なぜ今になってそういうふうにして民間と公立のすみ分けをしていこうとしているのか、それがなかなか私には理解できないところなのですが、この辺についてはいかがでしょう。

福祉部長

公立と民間の役割ということで今いろいろとお話があったのですがけれども、やはりこれまでも民間の認可保育所と公立保育所、通常の保育とともに、特別保育事業というのは双方で実施可能なものは民間も手がけてきた。内容によっては、民間にもできることとできないことがあるのですがけれども、そういった中で今いろいろ特別保育というもお話がありましたけれども、休日保育というの、今年から始めたわけですがけれども、これも民間でできるかできないかということもありましたけれども、民間でもできるということですから、まず1か所でスタートしたわけです。そういったこととあわせて、これからは必要なニーズというのはいろいろあるのです。そういう中で障害児の保育、これも公立でやっていますけれども、民間でも一部取り組めるところはやってみましょうということです。

だから、そういうこれまでの実績というのは、公立も民間もできる部分、担える部分というのは双方力を発揮してきているわけなのです。ただ、これからの保育というのは、やはり保護者のいろいろな要望というのがまだまだたくさんあるわけです。ですから、この辺は民間でも通常の取組、特別保育事業がどこまで取組が可能なのか。それとあわせて、やはり公立につきましては通常保育、特別保育とあわせて先ほど来話していますように、保育に欠ける子供ではないのですけれども、地域で孤立している保護者と子供たちもいますので、そういった部分をどのよ

うにやっていけるか。そこまで民間ができるかできないかということもありますので、やはりできない部分というのは、公立が役割を十分果たしていかなければならないだろうと思います。

それと、先ほども話がありましたけれども、いじめと虐待というのは、やはり今、社会的に大きな問題なのです。この虐待というのも地域で孤立している問題。保育に欠けるのではなくても、地域でそういった虐待があった場合にどうするのか。だから、必要があればそういった子供を保育の中で虐待から遠ざけていかなければならない部分もあるのかどうか。そういったもろもろの課題というのはたくさんあり、時代の要請があれば公立保育所が担わなければならない部分もこれからはあるのではないかと。

ですから、そういった大きな流れというのは、やはりこれから民間でできる部分、公立でできる部分というのを、それなりの一定程度の役割分担というのを明確にして、そしてしっかりした保育を双方がやっていく。そういう考えがこれから必要になる、そういうふうになります。

菊地委員

病院もそうですけれども、子育てをする地域にそういう身近な保育の相談、それから、保健所もそうなのでしようけれども、子育てに関して相談したいところが本当に身近にあるというのが、私は子育てのこれからの一番大事なニーズにこたえていくことだというふうに思っていますから、民間保育所であれ、公立保育所であれ、地域でその役割をそれぞれ担っていくのが、今は一番急がれていることなのだろうというふうに思うのです。

ですから、延長など特別保育にしても、それから地域で引きこもっている母親たち、保育に悩んでいる母親たちへの手助けにしても、やはり総体的に地域にある保育所がその役割を担いながら、ネットワークをしっかりとついでいく。それで100パーセント補完できるのではないかとと思うのですが、なかなか無理やり民間と公立のすみ分けをしながら、民営化に進んでいこうとしているのではないかとつい思ってしまうというより、実際そうなのではないかと思うのですが、そういう方向ではなくて小さな地域の単位で、そこにある保育所が地域の皆さんのニーズにこたえる総合的な役割を果たすという方向に行くとしたら、たぶん相当な財源が必要なだろうと。それでも、やはりこれからの次世代育成支援には、それが欠かせないことではないかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

福祉部長川次長

地域のニーズは地域でという意味でございましたら、菊地委員のおっしゃるとおりだと思いますが、拠点配置をして、何か所になるかはこれから協議会の中で議論していただくのですけれども、地域のニーズを地域で対応できるというようなイメージが、我々にとってもそういったことが保育行政の当面のあり方ということではイメージしております。

菊地委員

私が一番心配しているのは、全国で一気に民営化が進んでいるところで、裁判ざたも含めて大きなトラブルが大変起きています。それから、小樽市の行政がそういうふうにして民間と公立のすみ分けをしながら、一気に民営化に道を開くということはある得ないとは思っていますけれども、今、財政の問題で、公立保育所の運営費が一般財源化された、それに引き続いて民間の保育所の運営費についても、一般財源化されるというような財政措置に大きく変わっていったら、保育行政への民間企業の参入に大きく道を開く、そのことが一番懸念されることなのです。市長は公的役割をきちんと果たしていくというふうにお答えになりましたので、そういう保育所の子供たちを育てたりすることに企業が参入したり、そのことによって保育の質が大きく変わるというようなことのないように、それが一番の願いなのですが、そのことについてしっかりと歯止めをかけていただけるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

福祉部長川次長

今日の新聞にも出ていましたけれども、一般財源化のお話もありましたけれども、公立の保育所が、全国的にと

いいですか、保育所の民営化の動きというのは着実に進んでいるわけです。ただ、おっしゃるとおり、利用者の子供あるいは保護者が安心して子供を預けられるといった、そういった環境というのは常に質を向上していくといいですか、そういった責任は公であろうと私であろうとあると思います。そういった観点でいろいろ考えていかなければならないということは基本だと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

久末委員

祝津山手線の整備について

今回、久々に一般質問をさせていただきました。それで、関連でございますけれども、北小樽開発という大きな形で質問をさせていただきまして、道路が一番のメインになって質問いたしましたけれども、道路はもとより環境整備とか福祉施設の充実、これも本当に大変よくやっていただきまして感謝をしております。

ただ、一つ申し上げたいことは、昭和59年から祝津山手線の道路整備をしていただいたのですけれども、この道路は梅ヶ枝町の梅源線に上る入り口から、祝津の道道小樽海岸線までのたしか4キロだったと思うのですけれども、この道がこれに該当するわけなのですけれども、この道の赤岩まではもう何回かに分けましてやっていただいたのですけれども、その先がそのままの状態になっておりまして、いずれはしなくてはならないと思うのですけれども、この辺のところは今どうなっているのか、お聞かせください。

（建設）建設事業課長

祝津山手線の整備についてですが、高島小学校から道道小樽海岸線までの区間については、幅員14メートルで計画決定されております。道道に接続するところの170メートルについては局部改良を行っておりますが、残りの1,640メートルが未改良区間となっております。

この区間については交通量も少ないことから、当面は街路としての整備の予定はございません。ただ、現況の幅員で臨時市道整備事業を導入してこれまで整備しております。これまでに側溝の改良が971メートル、また道路の改良は362メートルの整備を実施してきております。課題としましては、道路用地の中に民地等が入ってきておまして、そういった道路用地の整理もございまして、今後とも必要に応じて整備を検討していきたいと考えております。

久末委員

たしかこれは、昔祝津の方でも説明会をやったのですか。私どもも何回か説明会に出まして、こういうふうになる、用地買収をするのでよけていただきたいとか、そういう説明を聞いたのですけれども、祝津の方ではそういう説明会等をやったのですか。

（建設）建設事業課長

先ほど申しました昭和59年から実施しました街路事業については、延長も工事の規模も大きいので、その都度説明会等をしておりますが、今言いました現況幅員の中でやる臨時市道整備につきましては、非常に小規模で側溝を入れたり道路の舗装を改良したりという局部的な改良でございますので、そういったものは通常は説明会等をいたしませんで、パンフレット等で周知しております。

久末委員

この道も山回りの観光の道になっているわけですし、祝津も非常に狭あいなところがあるのです。バスと交差するときにはわきに寄るのにも、本当に運転手が苦労しているようなところが見受けられますので、いつということではないのですけれども、将来的にはこのままというわけにはいかないと思います。そして祝津の方は地盤が非常に簡易な道路なのだそうです。それで、大きい車が走ると何か家がカタカタと動くそうなのです。だから、やはり気になるらしく私の方に要望が来ているのですけれども、今こういう時代ですから、今直すことは非常に困難なわけ

ですから、将来的にはここもいい道路にしてあげるということを考えていていただきたいと思います。これは要望ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

信号機の設置について

次に、道路が大変よくなったので、車の通行量がすごく増えておりまして、上赤岩道線からおりてきて梅ヶ枝へ下がる車とか、いろいろな車があつた5差路のところで交差しているのですけれども、私は大分前に手押し式の信号機設置を要望しているのですけれども、これがなかなか実現に至らなくて、今、地元の人からもまだつかないのですかという声を聞かされるのですけれども、これは市の仕事ではありませんので、市の方でこうするああするとは言えないのですけれども、北海道警察の方に強く要望していただくということは可能でしょうか。

（市民）生活安全課長

祝津のサンクス赤岩店前の交差点の信号機についてのことだろうと思いますけれども、平成16年12月に事故がございまして、地元の要望を受け、市長名で警察の方に要望してきてございます。残念ながら実現に至っていないということで、ほかの信号機予算等もそうなのですけれども、毎年度、継続して警察の方には要望してきてございます。

最近、道の信号機予算といいますが、公安委員会の信号機予算についての状況をちょっと説明させていただきますと、それまでは年間道内で120から150ほどあつた信号機設置予算というものが、16年度以降大幅に削減されまして、昨年、今年の場合で申し上げますと、二十五、六基程度の予算しかないということで、道の公安委員会の方で各地域からの要望を緊急性、必要性等を全道レベルの中で検討しながら設置をしているという現状で、なかなか設置に至っていないという状況にあることは御理解いただきたいと思います。

また、私どもの方も、そういう交通安全の立場から少しでも安全確保をということで、地元の学校等の御要望がございまして、ボランティア指導員の方に交差点周辺の登下校時間の交通安全指導というものを毎日というわけにはいきませんが、お願ひをしてきて、それまでの間少しでも安全を確保していきたいというような状況になってきてございます。

要望については、先ほど申し上げましたように、すべて毎年度このような形で要望をしてきてございますので、御理解をいただきたいと思います。

久末委員

本当に車が多いということで、赤岩町会でも役員が立ったり、それから赤岩の老人会の方たちも立ってくれております。みんなで協力はしておりますけれども、ここで2人の老人が道路が整備されてから亡くなっているのです。そんなようなことがありました。また、ここの道路は高島小学校と北山中学校に行く子供たちが通る道路になっているものですから、非常に私たちも子供たちの交通事故のことで心配しております。できる限り要望していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

北山中学校通線のロードヒーティング設置について

次に、これも学校の問題なのですけれども、北山中学校に上がっていく坂道なのですけれども、これも要望は出しておりますけれども、ロードヒーティングにしていきたいということです。これは北山中学校が高台にあるものですから、生徒も車も、そしてまたすぐわきの方に新しい団地ができたものですから、非常に車の通行量が多くなっております。そして、年度を忘れましてけれども、あそこを上っていくと右側に歩行者が通れるように歩道をつけていただきました。それで、歩道を皆さんが歩いてくれればいいのですけれども、どうしても子供たちは横隊になって道路の広い幅のところを歩きたがるわけです。それで、歩道をつくったときに学校の方に、できるだけ歩道をきちんと歩くようにというお願ひをしてあります。それでもどうしても大勢の、あそこもちょっと大きい学校ですから生徒数も多いわけですので、それで毎年なのですけれども、あそこでトラックなど大型の車が子供を避けるために民家に突っ込んでいくということで、私のところへ電話が来るのです。こういうことがあつたよ、会長、

早いところ何とかしてくださいということで、私はロードヒーティングの願いをしたわけなのですが、いまだにそのままになっておりまして、去年でしたか、私も用事がありまして、上がっていくときに、本当にカーブが急なものですから、運転手は上から来る子供がよく見えないわけです。そしてカーブのところが急坂になっているものですから、スピードを出さないと上がり切れないということなのです。それで勢いよく上がるのですが、そのときは目の前に子供がおりました。これは危ないという話になったので、これはやはり早くやっていただかないと、子供に事故があつてからではいけないということで、今回、質問をさせていただいているのですが、市の財政事情も私はよくわかるものですから、あまり無理な願いはできないのですが、もしどこかに設置するときには、一番先に候補に挙げていただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（建設）雪対策課長

市道北山中学校通線のロードヒーティングの設置の要望ということでございますけれども、現段階では小樽市では新規のロードヒーティングについては非常に難しいと考えてございます。

ただ、当該箇所につきましては、砂散布路線になっておりますことから、さらに強化を図ってまいりたいと考えております。

井川委員

財政健全化計画の見直しについて

財政部に、まず 1 点伺いたいします。

私の代表質問での答弁に交付税が大変減額になって、財政健全化計画の見直しが必要と思われるということでしたが、考えてみたら早急に見直さなければならないのではないかなと思うのですが、それをいつどのように見直すのか。現在の進ちょく状況を教えていただきたいと思えます。

（財政）財政課長

交付税と財政健全化計画の関係なのですが、予算額と約 3 億円の差があったということで、交付税の問題につきましては、来年度以降の分の関係もございまして、それで、今年の年末の地方財政計画なんかはどうなっているか、それから来年度の予算編成との整合性なんかも考えまして、詳細を言いますと、事務段階では今回の交付税減になった部分でどういうことができるのかという検討は、今しております。最終的な計画の具体的な変更につきましては、来年度の予算ですとか、地方財政計画の状況を見ながら作業を進めなければならないと思っています。事務段階でははっきり言いましてどういうことができるのかとか、それは現在やっております。

井川委員

わかりました。

物産展について

次に、経済部にお尋ねいたします。

物産展への参加状況で、平成16年度から18年度にかけて販売額が3億2,000万円も伸びております。この伸びている理由について、まずお尋ねします。

（経済）商業労政課長

物産展での販売額が2年前に比べて約3億円の伸びがあるということで、約5割増し以上になっているわけですが、大きな理由としましては、小樽という知名度が非常に本州あるいは九州の方で高くなっておりまして、そういう効果があるということとともに、物産協会が現在100社程度の会員で営業活動を行っているわけですが、非常に近年、積極的に活動をしているということがありまして、特に以前ですと百貨店の方に買い取ってもらって販売の方は百貨店に任せるといような販売方法をとっていましたが、近年は販売員として現地の催事に参加して、直接、対面販売をするというような方式が非常に増えてきております。こういう積極的な営業活動が効果と

して結びついているのかというように感じております。

井川委員

そのほかに、物産協会の方が、力の入れ方が普通のその辺の商社の方とはちょっと違うという話を聞いたのですが、例えばどこかのデパートが倒産をして、そのデパートの社員だった方がお願いに上がっているとか、そういう状況もちょっとお聞きしたのですが、そんな状況はございますか。

（経済）商業労政課長

確かに平成16年から、当時札幌のそごうデパートを退職された方が物産協会の役員として採用されました。その影響が営業活動にも出ていると思いますけれども、やはり百貨店サイドの考え方で販売をしてもらっているという効果があるのかと感じております。

井川委員

東アジアマーケットリサーチ事業について

それでは次に、東アジア圏の恒常的な取引ルートを確立するために、台湾において商談会を開催するという市長の御答弁がありました。それはいつごろされる予定でしょうか。

（経済）商業労政課長

今年度の東アジアマーケットリサーチ事業としまして、台湾で商談会を開催する予定でございますが、来年の1月下旬、特に台湾の場合、2月が日本で言う正月に当たるということで、そういう繁忙期ではなくて、その少し前に商談会を開催したいということで、今、準備を進めているところであります。

井川委員

この商談会なのですけれども、定期的というか、毎年やっているのか、それともどのような方法でやっているのでしょうか。

（経済）商業労政課長

この外国への販路拡大につきましては、平成15年度から事業に取り組んでおりまして、具体的には16年度には香港、それから17年度、18年度は台湾、19年度も台湾ということで進めておりますけれども、もともとは東アジアの2カ国のほかにも、中国あるいは韓国も視野に入れて、どういうところがとりあえず販路拡大に手っ取り早いのかといいますか、取り組めるかということで、過去には香港と台湾ということで進んでおります。

井川委員

取引ルートを確立するためには大変必要であると思うのです。それで、1年に1回ではなくて、できれば何回もするというのは経費が大変かかると思うのです。経費が例えかかっても、それ以上に効果が上がれば、私はやはりやって、回数を多くすることによって効果が上がるのではないかと思うのですけれども、これは回数を例えば1回を2回にするとかということはできないのでしょうか。

（経済）商業労政課長

確かに頻繁に出向けばよろしいのでしょうけれども、そういうこともちょっと難しい部分がありまして、ただ台湾につきましては、今年で3回目ということで、去年までのつながりの中で、今年についても台湾を選んだわけですけれども、販路拡大にはつながっていくというふうには考えてございます。

また、台湾からも小樽の方に使節団が来るという情報もありますので、そういう機会をとらえてつながりを密なものにしていきたいというように考えております。

井川委員

ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

アンテナショップについて

それから、アンテナショップの件なのですけれども、今、ハッピーロード大山商店街は、一日に平均2万8,000

人も行き来するような大変なにぎわいがあるそうで、私は行ったことがないのですけれども、このまちで地場産品の販売だけではなく、観光誘致や相互交流を活発に行っているという御答弁があったのですけれども、どのような方法で観光誘致や相互交流を行っているのでしょうか。

（経済）商業労政課長

ハッピーロード大山商店街のアンテナショップですが、平成17年に開設された店舗であります。それ以降、商店街としましては、販売促進事業という位置づけで、それらアンテナショップに参加した自治体の方に、観光イベントあるいは物産イベントの開催を要請しております。そういう中で、昨年につきましては年間30回ぐらいのイベントを組んでおりまして、「とれたて村」に参加する自治体が、それぞれの観光PRあるいは物産の即売会を開いて、板橋区民の方々と交流しているということもありますし、それから反対に板橋区民の方がそれらの産地の方に出向いて行って体験ツアーを行うとか、そういう交流も行っているということで、相互に交流ができるというようなメリットがあると思っております。

井川委員

空き店舗を利用して何かやっているような感じもするのですけれども、小樽にもたくさん空き店舗がございますので、そのうち近い将来、小樽にも少しはこういうにぎわいを見せるような、小規模でもいいから何かこのようなハッピーロードとは言わなくても、例えばアーケード通りでもなんでもいいですから、そのようなところでやる予定とか、そういう気持ちはないでしょうか。

（経済）商業労政課長

現在のところ、そういう事業計画というのは持ってはいませんが、一つのこういう成功例もございますので、今後、検討はしていきたいというように思っております。

井川委員

ぜひ前向きに小樽の知名度を生かして、観光客がたくさん見えるまちですから、そういう観光客が足を伸ばせるような商店街、そういうところも私は大変いいかと思っておりますので、提案したいと思います。

おたるドリームビーチの銭函3丁目駐車場について

それから、おたるドリームビーチの件なのですけれども、今年は前半の天気が大変悪くて心配をしておりました。それで、市が駐車場を運営しているということで私も心配しているのですけれども、ずっと私の地域のそばにあるものですから、いつもずっと空を見ながら天気を心配していましたけれども、今年の夏の状況についてお知らせください。

（経済）観光振興室佐藤主幹

今年の銭函3丁目駐車場の関係ですけれども、およそ収支がまとまりましたのでお知らせいたしたいと思っております。駐車場収入につきましては、44日間、7月14日から8月26日まで開設いたしまして、1,444万8,000円の収入です。かかる経費が、駐車場に直接かかる経費と、それから年度当初の借入金の利息がございまして、駐車場にかかる直接経費が806万792円、それから借入金利息が今レートが高くなりまして1.875パーセントになりましたけれども、137万271円。経費の合計が943万1,063円ということで、先ほどの駐車場収入から差し引きますと、元利金の償還金が501万6,937円となります。

井川委員

こういう天候の不順なときに、500万円も返済できるということは、大変努力をされたということで、私は本当にお礼を申し上げたいと思っております。もう少し、もう一息1,000万円ぐらい返せたらと思うのですけれども、なかなか人が来ないということで大変ありがとうございます。そして、本当に借金がまだあるので、これに懲りないでまたますます頑張ってくださいと思います。一円でも多く返す方法を考えてください。よろしく申し上げます。

消防団について

次に、消防団員の定数についてお尋ねいたします。現在の小樽市の定数は何人なのですか。

（消防）主幹

消防団員の現在の定数でございますけれども、606人でございます。

井川委員

女性団員も含めて606人でよろしいですか。

（消防）主幹

はい、そうです。

井川委員

この間、お聞きしましたら、現在490人ということで、100何人かは不足しているということで、年齢の制限を撤廃することなのですけれども、女性団員をもう少し増やしてはどうかという気もするのですがいかがでしょうか。

（消防）主幹

消防団員が定数から100人以上減少しているという状況は続いておりますけれども、消防団員の増員につきましては、今までやっておりましたけれども、これからも検討していきたいと考えております。女性団員にも特有の役割というものがございますので、これからも大いに増員を図っていきたいと、このように考えております。

井川委員

それでは、平成18年の火災発生件数は何件でしょうか。

（消防）主幹

18年の火災件数でございますけれども、74件でございます。

井川委員

74件中消防団員の出動件数と人数を教えてください。

（消防）主幹

昨年の火災に出動いたしました消防団の件数ですけれども、件数は25件でございます。消防団員の数は延べで251人でございます。

井川委員

74件で25件というのは多いのか少ないのか、ちょっと私にはわからないのですけれども、本来であれば火災が発生したら駆けつけるのが消防団員なのかという、そういう気もしてはいたのですけれども、これを見たら大体3分の1ぐらいしか出動していないということで、日中であれば消防団員も仕事を持っていて大変なのかという、そういう思いをしています。

救急患者の搬送について

それから、平成18年度の救急患者の搬送件数を教えてください。

（消防）警防課長

消防の統計は年度ではなく暦年で作成させていただいておりますので、暦年で回答させていただきたいと思っております。

平成18年中の救急件数につきましては6,175件となっております。

井川委員

今、俗に言うたらい回しという言い方はちょっと悪いのですけれども、新聞によく出ていますケースですね。たらい回しで、命を落とされる方がいるのですけれども、その6,175件のうちに1か所目で受け入れられなくて2か所目、3か所目となったところは、件数でもパーセンテージでもいいのですが、どのくらいですか。

（消防）警防課長

細かな数字は持ち合わせてございませんが、今までの状況の中では 2 か所目の病院、医療機関での収容がほばされておりますので、当市におきましてはたらい回しによる死亡事案というようなものについては発生してございません。

井川委員

それでは、小樽は幸い安心して住めるまちということになりますね。安心して救急車に任せても大丈夫だということ。けれども、1 軒目でなくて 2 軒目、3 軒目となると、命にかかわるようなものは、やはり 1 軒目で受け入れてほしいという部分はあるのですけれども、この救急車の判断状況、例えばどこの病院にすぐ搬送しなさいという、その判断する状況についてはいかがでしょうか。

（消防）警防課長

現状での救急隊のいわゆる医療機関の選定に当たっての判断基準といたしますか、それは幾つかございます。そのうちの一つはかかりつけがあるかどうか。これは本人やあるいは家族に確認した中で当然かかりつけの医師に連絡をとって、そちらに搬送するのか、あるいは法人の医療機関に搬送するのかということは、その段階でまた決定することとなります。

また、そういうかかりつけの病院等がない場合、これは当然、主訴も含めて本人のどこがどう悪いのか痛いのか、あるいはどんなふうになっているのかという主訴を確認した上で、あわせて資器材、これは心電計や血圧計あるいは血中酸素飽和度、いわゆる血液の中にどのぐらい酸素があるのかというようなことも含めた、そういうものを調べた中で、最も可能性の高いと思われる医療機関で直近の場所を選定していくというやり方となっております。

したがって、全くかかりつけの病院もなく、突然ぐあいが悪くなった場合の救急隊の判断は、今のような判断の中で医療機関を選定していくということになります。

井川委員

小樽市の消防隊員は大変優秀だと聞いていて、安心してありますのでよろしく願いいたします。

それから、ドクターヘリの出動回数と搬送先をお答えください。

（消防）警防課長

平成 18 年中の数字について説明させていただきますと、ドクターヘリで実際に搬送した件数につきましては 15 件でございます。そのうち手稲溪仁会病院に 9 件、北大病院に 4 件、札幌医大病院に 1 件、美唄労災病院に 1 件を運んでございまして、合わせて 15 件となっております。

井川委員

私は小樽病院に 1 件ぐらいあるのかと思ったら 1 件もないんですね。わかりました。

両市立病院でのボイラー業務の委託による効果額について

次に病院に質問します。

市立病院をいろいろ経営改善している中で、両病院のボイラー業務を全面委託するという答弁がありました。その委託による効果額を教えてくださいませんか。

（樽病）総務課長

両病院でのボイラー業務の委託による効果額ですが、小樽病院では 320 万円、第二病院では 740 万円で、合計しまして 1,060 万円ほどの効果額が出ておられます。

井川委員

今、厳しい中で 1,060 万円は大変大きいと思いますので、ぜひ早期に業務委託をしていただきたいと思います。

病院機能評価の認定取得について

次に、病院機能評価の認定取得に向けた作業をしているということなのですが、どのような作業なのでし

ようか。

（樽病）総務課長

病院機能評価ですけれども、現在は自己評価といいまして、病院の評価をやってほぼ終了するところです。小樽病院でいきますと、全部で 6 領域で 540 ほどの評価項目があります。それらの評価をやって、その中で改善すべき事項があるかどうかということの整理をしております、それで具体的な改善が必要な部分につきましては改善方法の検討とか、整備が必要なマニュアルとかがあればそれらの作成ということで、現在取り組んでいるところであります。

井川委員

それから、高額な医療機器の有効活用策の検討をしているということなのですが、現在、小樽病院で使っている以外に、ほかの病院からの利用件数あるいは金額をお答えください。

（樽病）総務課長

小樽病院と第二病院の医療機器の活用実績ですけれども、平成 18 年度の実績ですけれども、小樽病院では MRI、CT、エコーなど四つの医療機器の合計で、件数では 707 件、金額では 1,937 万円となっております。第二病院につきましては MRI、脳波という二つの医療機器ですけれども、合計で 81 件、146 万円。両病院を合わせますと件数では 788 件、金額では 2,084 万円となっております。

井川委員

結構使われております。これからもやはり少しでも財政効果を上げるためにも、たくさん使ってもらうような宣伝をして使っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

指導力向上制度について

次に、教育委員会にお尋ねいたします。

私たちは普通、指導力不足と言っているのですけれども、何か教育委員会の言い方では指導力向上制度とおっしゃるのですね。この制度の定義についてお聞かせください。

（教育）学校教育課長

指導力向上制度の関係ですけれども、この制度は児童・生徒の指導に関し、特別な指導、研修を要する教員の指導力の向上を図るための制度であります。この制度の対象となる教員は、病気、障害以外の理由により児童・生徒との人間関係を築くことができないなど児童・生徒を適切に指導することができないため、当該教員が担当すべき授業を他の教員が分担して行うなどの状況にある者のうち、継続して特別な指導、研修を要すると認定された者とされています。

井川委員

その認定の流れについて教えてください。

（教育）学校教育課長

認定の手続であります。まず当該市町村の教育委員会から道教委に対して申請するわけですが、その申請を受けた北海道の教育委員会がいわゆる審査会を経て認定を行います。

井川委員

小樽市内にそれに該当する教員がいるのか教えてください。

（教育）学校教育課長

小樽市においては今までこの制度の対象になった教員はおりません。

井川委員

それでは、近隣市町村についておわかりになりますか。

（教育）学校教育課長

残念ですけれども、近隣市町村の実態については把握しておりません。

井川委員

先般、新聞に指導力不足教師は北海道で 8 人ということで、大変少ないとは思っていたのですけれども、本来であればゼロというのが理想的なのでしょうけれども、私はびっくりして、北海道全体で 8 人というのは恐らく小樽はゼロだとは思っていたのですけれども、少なれば少ないほど立派な教員が多いということで安心をしております。

それでは次に、そのような例えば指導力向上制度等について、新人の校長にはどんな機会でどのように説明されているのか。

（教育）学校教育課長

この制度の対象となる教員がいるかどうかということで、毎年道教委の方から照会が来ますので、その照会の際に、この制度の中身を含めて学校にお知らせしております。

井川委員

学校評価制度の実施状況について

次に、学校評価制度の実施状況なのですけれども、これは小樽市内の学校はどのようになっているのでしょうか。

（教育）指導室長

小樽市内の学校評価の状況についてでございますけれども、平成14年度に小中学校の設置基準が制定されまして、教育活動と学校運営の状況についてみずから点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとするという努力義務が設けられまして、各学校においては項目を定めての自己評価の実施及び情報提供に努めているところで、18年度で小学校23校、中学校13校で自己評価を実施しております。19年度につきましては、全学校で実施の予定になっております。

井川委員

全学校で実施しているということで安心をしましたが、その実施状況についてなのですけれども、PTA や地域や関係機関にどのように周知をされておりますでしょうか。

（教育）指導室長

自己評価について、どのように周知しているかということなのですけれども、年度当初、校長の方から自校の教育活動を今年度このように進めたいということで、学校評議員会、PTA の会議、また学校だより等で保護者や地域の方々には説明しているのですが、今、議員がおっしゃっている自己評価をこのようにこの時期にこういうふうを実施するということまでについては、どのように説明しているか、私どももちょっと把握していませんけれども、大変重要なことなので、その自己評価をいつ実施するのか、こういうことについても指導に努めていきたいと考えております。

井川委員

わかりました。それは必ず周知をしていただきたいと思います。

宿泊体験学習について

次に、最後ですけれども、宿泊体験学習についてお尋ねします。この実施状況についてお尋ねをいたします。

（教育）指導室主幹

宿泊学習の実施がない学校につきましては、複式等で隔年実施の学校を除き、平成18年度は小学校 7 校で実施されておらず、19年度におきましては、小学校 5 校で実施されていないということになってございます。

井川委員

この実施されていない小学校 5 校なのですけれども、理由については複式というだけなのでしょうか。

（教育）指導室主幹

複式で 1 年置きに実施している学校につきましては、年度ごとには実施されております。今言いました 5 校につきましては、それ以外の学校で実施をされていないところで、その理由としましては、PTA の行事として学校に宿泊しており、宿泊研修のねらいと同様の活動がなされていることから、これまで計画がなかったなどと校長から報告を受けております。

ただ、教育委員会としましては、これまでも学校行事として実施するよう指導を繰り返しており、各校長は来年度実施できるよう改善に努めているところでございます。

井川委員

PTA でそういうことをするというのは学習の一つなのですが、これはあくまでも義務教育ですから、私はやはり生徒にとっては楽しみにしている一つだと思うのです。いろいろな部分で友達をつくるとか、豊かな心を育てていくという、そういうような学習の目的があって行っているもので、あまねく公平であってほしいと。ですから、これはやはり校長の考えもあるのでしょうか、教育委員会では全部の学校が実施できるよう、大いにそういう指導をしていただきたいと思いますが、教育長いかがですか。

（教育）指導室長

委員の御指摘は、教育の機会均等という観点から、当然やらなくてはいけないことはやるべきだと考えております。これまでも指導を繰り返してきておりますが、平成 20 年度には全学校で実施されるよう指導していきたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 30 分

再開 午後 2 時 50 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

秋元委員

このたび代表質問で質問させていただいた 2 項目について、若干詳細についてお伺いいたします。

国民健康保険の予防医療について

まず、国民健康保険の予防医療について質問させていただきました。その中で石川県鶴来町の例を聞かせていただきまして、その町で健康管理に生かすためにレセプトの分析をしたという事例を挙げまして、国民健康保険加入者 1 人当たりの医療費が 4.6 パーセント減ったという事例も紹介させていただきました。それも踏まえた上で市長に答弁を求めたわけですが、小樽市で今レセプト点検は行っていないという話でございましたけれども、今後このレセプト点検による分析等をしていくというような考えはございますか。

（市民）保険年金課長

現在、レセプト点検はしてございます。ただ、今委員がおっしゃいましたレセプト分析というのは、例えばレセプトを見まして、どのような病気が多いとか、どういうふうな病気で多くお金がかかっているとか、そのようなそれぞれの医療の状況を分析するための分析でございまして、小樽市国民健康保険としましては、現在は大体月に 5 万件から 6 万件ぐらい、小樽だけでレセプトがございまして、なかなかそちらの医療費分析の方では、現時

点ではちょっと手が回らない状況でございます。ただ、今後、国の方でもレセプトのオンライン化を平成23年度から原則的にする予定ですので、そうなりますと病名なりすべてが電子化される。そうなった時点で、国民健康保険での医療費分析も考えていかなければならない部分が出てくるのかと。

それと、レセプト点検につきましては、例えばその点数が適正にされているかとか。それで、流れるには病院の方から北海道国民健康保険団体連合会の方にレセプトが行きまして、そちらの方で審査していただく。その中では資格がしっかりしているかとか点数が間違いはないかとか、それがレセプト点検なのですけれども、レセプト点検につきましては、小樽市国民健康保険が先ほど言いました年間50万件ほど、老健の部分の方はやはり50万件ぐらいあるのでけれども、その国保のレセプト点検の方は実施してございます。

秋元委員

その上で市長の先日の答弁では、本市は高齢化率が高く、基本健康診査の対象者である40歳以上のうち、65歳以上が占める割合は、全国平均38.2パーセントと比べて、44.7パーセントと非常に高くなっているとのことでしたが、小樽市としましてもおたる健康総合大学、この5年前から継続して実施していた結果、どのような効果があったのか、また、このおたる健康総合大学にどのぐらいの人数の方が出席されたのか、お答えください。

（保健）健康増進課長

まず、おたる健康総合大学の入学者数につきまして、平成15年度166人、16年度226人、17年度197人、18年度201人となっております。

なお、大学にはそれぞれ身体プログラム、文化プログラム等の講座が複数ございまして、延べ人数でいきますと平成15年度3,748人、16年度7,162人、17年度6,088人、18年度6,172人となっております。

また、健康総合大学の効果、評価についてであります。入学時と修了時におきまして、身体的効果の確認といたしまして体力測定を実施しております。また、精神的効果の判定といたしまして、うつ状態の可能性があるかどうかについて調べております。18年度の結果におきましては、体力測定、筋力、バランス力、持久力、肥満度について測定したところ、改善されたのは肥満度という結果が出ております。また、精神的効果につきましても、うつ状態の可能性の部分について改善が見られているという結果になっております。

秋元委員

次に、健康診査を受けた結果、問題があった方に対する対応について伺ったのですけれども、先日の答弁では軽度の異常、また高度の異常がある方が約45パーセントという結果が出ておりました。昨年の健康診査受診者8,001人おりましたから、約3,600人が異常というふうに、検査にひっかかったということだったのですけれども、この3,600人、約半数ですが、これはほかの都市と比べてこの受診者数は多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

（保健）健康増進課長

他都市との比較についてお答えいたします。

まず、小樽市につきましては、軽度異常のあった要指導につきましては25パーセントのところを、札幌市については25パーセント、函館市28パーセント、旭川市29パーセント、3都市平均27パーセントとなっております。また、高度異常につきましては、ほかの都市と小樽市の統計のとり方が違い、小樽市では高度異常があったという要受診の方と治療継続が必要という方を足して統計を出しておりますので、それに合わせて比較いたしますと、小樽市につきましては67パーセント、札幌市63パーセント、函館市54パーセント、旭川市60パーセント、3都市平均約60パーセントということで、小樽市とあまり大差がないという結果になってございます。

秋元委員

検査値に高度の異常があり、医療機関への受診が必要と判定された要受診者は約20パーセント、1,600人という結果が出ておまして、こういう高度異常があった方に関しましては、主治医から今後の治療が必要というふうに指示があった場合には、保健師が家庭を訪問し、指導を継続してきたというふうな答弁がございましたけれども、訪

問指導された方の人数というのはどのぐらいなのでしょう。

また、その訪問指導を行った後の追跡調査などは行われていますでしょうか。

（保健）健康増進課長

訪問指導の対象者数につきましては、平成18年度基本健康診査受診者数8,000人のうち保健所で実際に受けた方は1,600人、病院で受診された方は約6,400人ですので、病院で受診された方につきましては、病院の医師の指導の下に指導が継続されているということで把握しております。

実際に小樽市保健所の方で訪問指導を実施しているのは、実際に受けた1,600人のうちの要受診者数265人のうち、病院の方で訪問指導対象者として指示のあった者約10名に対して行ってありまして、18年度につきましては、この10人に対して延べ訪問指導回数16回を実施しております。

なお、訪問の効果についてですけれども、訪問指導計画につきましては、病院の医師との連携の中で継続するかどうかについて判断しているところでありまして、訪問指導の結果状態が良好になった者については、訪問をその時点で打ち切っておりまして、継続している者については、18年度であれば2人の方に対して年度をまたいで指導を実施しているところであります。

秋元委員

この健康診査につきましては、病気の早期発見、早期治療という観点からも、また医療費抑制という部分でも非常に大切だと思いますし、市民の健康や命を守る上でも非常に重要だというふうに感じますので、今後も充実に向けてさらなる努力をしていただきますようお願いいたします。

市営住宅家賃滞納者について

続きまして、市営住宅に関しまして、代表質問で質問させていただきましたけれども、最近市民の方から市営住宅に関する相談が非常にたくさんございまして、代表質問で質問した部分もそうなのですが、実際需要と供給がなかなかうまくいかないということが感じられますし、だからといって新しいものをどんどん建てるというふうにもいかないと思っております。また、改修に関してもすぐできるのかということ、これもまた微妙な部分だというふうに感じております。

その上で、効率的に今ある市営住宅を活用していくということが大事だというふうに感じておりますけれども、先日、家賃滞納者に対するの取組等も伺ったわけでありまして、実際に家賃滞納は何件くらいありますでしょうか。

（建設）建築住宅課長

家賃滞納者の件数ということでございますけれども、平成18年度の件数で申し上げますと、現年度228件の滞納者になってございます。

秋元委員

いろいろなものを読みますと、悪質なものに関しては裁判等にも訴えているというふうに思いますけれども、実際ここ最近の裁判に訴える基準と申しますか、どのようなところで悪質であるのか、悪質でないのかという判断をしているのかというのが率直な疑問なのです。その上で、また例えば金額で言いますと、どのくらい滞納すると悪質と言うのかというものがありませんでしたら、お答えください。

（建設）建築住宅課長

悪質滞納者の金額の基準があるかどうかという御質問でございますけれども、金額で悪質というのは特に基準はございません。個別の状況にもよりますけれども、通常、家賃が滞った場合に督促を行いまして、臨戸訪問による徴収や、電話催告、納付督促等を行いました。その後、さらに協力が得られない場合は、連帯保証人の協力依頼の催告書の送付や、その中で誓約書を出して分納などの誓約をしていただいても誠意をもって履行しない場合、また、その面談に対して徴収に応じない者を悪質ということで、場合によっては訴訟の手続ということで対応していると

ころでございます。

秋元委員

今は家賃の滞納者に関して質問したわけですが、先日、定められた政令月収の収入超過者についての質問に対しまして、現在、小樽市で、所得金額において扶養などを考慮した政令月収が20万円以上を超えた世帯が141世帯あるというふうにお聞きして、ちょっと私もびっくりしたのですけれども、これに関して他都市ですが、調べていきますと、実際その月収が250万円もあった人がいるという市がありまして、非常に驚いたのですけれども、小樽市で政令月収が実際に月収20万円を超えている具体的な例がありましたら、お答えください。

（建設）建築住宅課長

小樽市の場合では、政令月収の金額の多い事例ということですが、政令月収を超える入居者が141人います。現在、その中で一番多い月収は74万円の入居者が1人おります。

秋元委員

実際、私のところに相談に来る話の中にも、やはり例えば近所や周りから見て非常に生活的にも裕福そうであるとか、例えば駐車場に行けば高級な車がとまっているとかという話も多々ございますし、今回、代表質問した中で、本当にこの低所得で住宅に困窮している方が増えていくという現実を踏まえた上で、月収が74万円もありながらも市営住宅に住んでいるという状況が果たして正しいのかといいますか、それはもうだれしもおかしいというふうには思うと思いますし、市の職員の方も一生懸命明渡しの対応についても強化を進めてきたというふうには思っております。

ただ、やはり需要と供給のバランスがとれない中で、本当に最低限の生活で暮らしている方が、何とか市営住宅に入れたいだろうかという相談を受ける中で、こういう話を聞きますと、本当に憤りを感じますし、早急に改善していかなければならない問題の一つだというふうに思います。また、そういう例えば収入超過者、この方たちの例えば74万円の月収がある方でも、基本的には家賃の上限が決まっているというふうに思うのですけれども、市営住宅の家賃の上限というのは幾らなのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

家賃の上限というのは、特に決まってございません。今お答えいたしました74万円の月収の方の入居されている住宅の近傍同種の家賃というのがございまして、そこから収入によりまして家賃が算定されるのですけれども、この高額所得者の入居者の家賃は7万6,200円になってございます。

秋元委員

やはり74万円ももらっていて7万6,200円、非常に安い家賃で暮らせるのだなと、市営住宅に入れるのだなというふうに思いますし、ぜひ毅然とした態度で、この収入超過者に対しましてはしっかりと明渡しも含めて対応していただきたいというふうに切に希望するところでございます。

車いす専用住宅について

続きまして、また関連して市営住宅の件で、市営住宅に入居されている方で身体障害者1級、2級、3級、4級の方が462名いて、現時点で車いす専用住宅が16世帯であるというお答えがございました。この16世帯は具体的にどの住宅に何世帯なのか、お答えをお願いします。

（建設）建築住宅課長

車いす専用住宅を持ってございます住宅名と数でございますけれども、銭函住宅が1、新光Eが2、桜Eが1、勝納が5、手宮公園が2、オタモイが5、合計16戸を整備してございます。

秋元委員

先日も話したのですけれども、462名の障害者がいて、16世帯というのは本当に車いす専用住宅が非常に少ないというふうに思いますし、最初にも申し上げたとおり、だからといってすぐにどうこうできるわけではないというふ

うに感じます。やはり今お答えいただいた世帯の数で見ましても、あまり固まっているというふうには思いませんし、勝納とオタモイが5世帯ということですが、先日の市長の答弁では、相談をいただいた方にはいろいろと工夫といたしますが、対応しているという話をいただきました。ですが、今度車いすを利用している方で駐車スペースが非常に狭くて不自由だという話をいただいた方は、やはりなかなかどこに相談していいのかわからないという方であったというふうに思うのです。ですから、私のところに回り回って話が来たわけなのですけれども、実際、市としてこういう障害のある方に不自由があるのかないのかを聞き取る。当然、不自由、不便な方が多いというふうに思いますけれども、そういう掌握といたしますか把握といたしますか、この障害を持っている方が市営住宅に入居した時点で、例えば駐車スペースに不自由している、階段に不自由があるとか、家の中に構造的な問題があるという、こういう掌握をぜひしていただきたいというふうに思います。このような取組、意見をいろいろと聞くという部分では、市として何か今までございましたでしょうか。

（建設）建築住宅課長

障害を持っている方の駐車スペースをはじめとしまして、階段ですとか家の中の状況の掌握をしているかどうかということがございますけれども、事あるごとに市営住宅の窓口を利用いただくよう周知はしているのですけれども、今年4月から指定管理者に市営住宅の管理を委託したときには、ペーパーを全戸配布して、小樽市と指定管理者がそれぞれやる業務はこういったことだという説明をする中で、何かお困りのことで相談等があれば御連絡くださいというような表記をしまして、入居者の方から連絡があれば行けるような形で対応しているところでございます。

秋元委員

ぜひこの車いす専用の駐車スペースに関しましてもさまざまな意見があると思いますので、しっかりと話を聞いた上で、また対策を練っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最低居住水準について

続きまして、最低居住水準に関して、平成18年1月に調査をした結果では最低水準を満たしていない世帯が41世帯あったのですけれども、先日の答弁では現在30世帯になったわけなんです。11世帯減少したわけなのですけれども、この11世帯減少した理由といたしますか、家から実際出て引っ越しされたわけなのですけれども、この11世帯の方がほかの市営住宅に移ったものなのか、それとも一般の住宅に移ったものなのか。その辺の掌握といたしますか、把握の方はされていますでしょうか。

（建設）建築住宅課長

最低居住水準というものは、その部屋の大きさに対して多い人数で入居している住宅ということがございますけれども、具体的に戸別に数が減った内容というのは承知してございませんけれども、異動届等が出てくる中では入居者の方が死亡したとか、子供が独立してほかへ移る等との理由で入居の人数が減っている傾向にございます。

秋元委員

まずは、この最低居住水準を満たしていない方なのですけれども、先日のお話では市営住宅にさらに応募が許可されているということで、いろいろな事情があって市に相談される方もいると思いますし、先ほどの障害者の方と同じようになかなかどこに訴えていいのかわからない、また、なかなか相談できる人がいないというふうに思っている方も多々おりますので、この点も対応の方をよろしく願いいたします。

特定目的住宅について

続きまして、特定目的住宅に関してなのですけれども、先日のお話では、現在1,107戸を特定目的住宅として用意しているということでしたけれども、特定目的住宅は低所得の世帯、母子世帯、高齢者、障害者のいる世帯などの方が申込みできる部分なのですけれども、この選考基準に関してなのですけれども、先日のお話では老朽度、保安・環境、家賃、まずはこの4点に関して困窮事情を採点し、困窮度の高い方から入居を決定するという話だったので

けれども、老朽度、保安・環境、家賃、実際に点数をつけるとばらばらなのでしょうけれども、ウエートとして重きを置く部分はやはり老朽度なのでしょう。この辺はいかがでしょう。

（福祉）地域福祉課長

市長から答弁させていただいたところですが、種類、老朽度、保安・環境、家賃などということで答弁させていただいたのですが、実際は大きく分けて10項目で、それをさらに少し細かく分けておりますので、35項目について調査、採点しているところです。採点と申しますか、大きく見ている部分というのが、一つに住宅の種類という中で非住宅又は仮設住宅。つまり普通の住宅ではなくて、工場ですとか作業場ですとか事務所に、住むところがないので仕方なく住んでいるとか、家がないので仮設住宅にとりあえず住んでいる、こういう方に対する配点が一番大きくなっています。それと同時に一番大きい点数をつけているのが立ち退きということで、行政上又は裁判上立ち退きをするようにということをお命じされていると、そこにもう絶対住めないという方に対する配点が大きくなってございます。それに次ぐものとしたしましては、住宅の種類の中では転用住宅ということで、先ほど申し上げました工場ですとか作業場など、そのものに住んではいけないのですけれども、かつてそういうところだったのを少し改修してというのですか、そういう形で住んでいるという場合。それから、同じ点数で採点しているところで、障害ですとか、年齢上のことで高い階数に住めない方の中で4階以上に住んでいる。2階ですとちょっと点数は低いのですけれども、4階以上とかとなると非常に高いので、2番目に高い配点をつけられます。それから、同じように配点が高いところが、何段階があるのですけれども、収入に対して家賃が30パーセント以上あるという部分については、非常に高い点数となっております。

秋元委員

先日も話したのですが、現在、私が相談を受けた方の話をさせていただくと、やはり経済的な部分が非常に多くて、実際、家の方は老朽化もしていないですし、住む環境的には全然問題ないという方が多くいるように感じておられて、経済的に今の住んでいる住宅の家賃が払えないですとか、どうしても家族が離れて生活をしなければならないという時点で、離れた場合に家賃が払っていけないという現状がございまして、経済的な問題が多いというふうには感じております。その上で、やはりこの特定目的住宅の審査の部分をお聞かせいただきますと、住宅に関する部分に重きが置かれているというふうには感じたのですが、実際はまだまだいろいろな問題があるということをお踏まえて、今後そういうこともしっかりと、現状ですと難しいのかもしれませんが、実際は経済的な問題を抱える方が大変多くなっているというふうには思います。公共住宅法でもやはり低所得者、住宅に困窮している人という一応位置づけがありますから、障害を持っている方、低所得の方、母子家庭の方も該当するわけなのですけれども、しっかり経済状況も踏まえた上での判定といいますか、審査もぜひ行っていただきたいというふうには思いますのでよろしくお願いたします。

道営若竹団地の移管について

続きまして、道営若竹団地が、市に移管されるというふうにお聞かせいただけますけれども、その移管時期はいつごろになりますか。また、現在この道営住宅にある戸数を教えてください。

（建設）建築住宅課長

まず、いつ市営住宅に移管になるかという御質問でございますけれども、現在、道営若竹団地建替えということで、築港の方に新しく道営築港団地を建設してございまして、3棟からなっているのですけれども、2棟は完成しまして、もう順次住み替えをしております、1棟は今足場が外れたところなのですけれども、まだ工事中でして、北海道によりますと、今年の12月若しくは1月ぐらいに住み替えられるということで、そうになりましたら若竹団地から住み替えの方が移られますので、今、予定としましては平成20年度に事業主体変更について登録などをして移管する予定でございます。

それと、戸数についてですけれども、3棟が国道沿いに建ってございまして、小樽側から1号棟、2号棟、3号棟と

ということですが、1棟が2階から7階までの60戸のそういう構成なのですが、1号棟と3号棟の2階に集会室が一つずつありまして、1号棟が59戸、2号棟が60戸、3号棟が59戸で合計178戸ございます。ただ、改善事業で市営住宅に事業主体変更の後、耐震補強等の絡みで今すべての部屋が2DKの大きさですから、場所によってはある程度部屋を大きくしてファミリー層の入居も検討に入れていきますので、その際は今の178戸より戸数が減るような形になる予定でございます。

秋元委員

平成20年度に移管されるという話でありましたけれども、改修したり、今話されたように部屋を広くするなどの工事もするのかというふうに思いますけれども、この工事内容とスケジュールに関しまして、今わかっている部分で構いませんので、お答えください。

（建設）建築住宅課長

工事内容とスケジュールということでございますけれども、工事内容の方は耐震補強をする必要がある建物ということですので、設計をいたしまして、どういう形で補強できるかという部分と、あと市営住宅に関した部分の中のリニューアルと申しますか、それを行う形でございます。そのスケジュール的なものもございまして、現在ある3棟を事業主体変更で来年度に受けるわけでございまして、事情がありまして、その入居者の方で10人ぐらいが新しい築港住宅に住み替えしないで残っている方がいます。その方は、本年度中に、北海道の部分ですが、今の予定では1号棟のある一定の階に集約をする予定でございます。その形で小樽市が受けるわけでございまして、真ん中の2号棟の建物から耐震補強等をやる予定でございます。現在、本年度予算で補強とリニューアルの設計委託料を計上いたしまして発注したところでございまして、これから調査等を進めて、補強内容と改善内容も決めていく形でございます。

その中で、金額等費用も出して、1階に区分所有者の方の事務所ですとか、店舗があるものですから、その方々と平成20年度で協議いたしまして、2号棟の工事も21年度、22年度の2か年を現在のところ予定してございます。その後の1号棟、3号棟と、引き続きやっていくための計画をしてございます。

秋元委員

今、スケジュールを伺ったのですが、これにかかる予算というのはどのくらいなのでしょう。

（建設）建築住宅課長

工事の予算でございますけれども、今年度、先ほど説明いたしましたように調査、設計をする中で、耐震補強の工法ですとか、範囲を決めることから、現在のところ、予算は未定でございます。

秋元委員

事故住宅について

続きまして、先日も質問した事故住宅の件なのですが、事故扱いの現在の戸数をお答えください。

（建設）建築住宅課長

事故住宅の件数ということでございますけれども、事故住宅は現在のところ8戸ございます。そのうち10月に初めて公募をする予定でございますけれども、3戸は公募をする予定で考えてございます。

秋元委員

事故住宅が現在8戸あって、3戸は10月に募集するというお答えでしたが、なぜ事故住宅になったのかということに関してなのですが、どうして事故住宅になったのかというのは押さえているかと思うのですが、8戸の内容を教えてください。

また、10月に公募をするということなのですが、公募の仕方は一般として募集するのか、それとも特定目的住宅なのか、事故住宅と公表した上での募集になるのか、これについてお答えください。

（建設）建築住宅課長

事故住宅の内容ということですが、事故住宅というものは住宅内で自殺ですとか、そのほかの事故で亡くなったり、あと孤独死といいますが、単身者の方で亡くなられて、発見されるまでに何日かかかったりしたというようなことを事故住宅ということで扱っているのですけれども、8戸の内容の部分は自殺が1戸と、あとの7戸は孤独死といいますが、何日かたって発見された、そういう内容になってございます。

公募の仕方でございますけれども、一般か特定目的住宅か、また改めてかということなのですが、今回初めて事故住宅、空き住宅をやはり検討したいということと、それから他都市では積極的に事故住宅ということを知らせて募集している例もあることから、本市としても初めて手につける部分で、10月1日の広報に掲載する予定ですので、通常は一般住宅、それから特定目的住宅、それとあわせて事故住宅ということで公募をする予定でございます。

秋元委員

今、公募の仕方について伺ったのですけれども、この事故住宅は一般の住宅とかけ持ちして申し込むことができるのか。また、現在、事故住宅としてある8戸の改修なのですけれども、必ず改修をして事故住宅として貸すことになるのか、そういう素朴な疑問なのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

（建設）建築住宅課長

一般住宅とかけ持ちで応募ができるかということですが、現在、運用としましては一般住宅、特定目的住宅の両方、要件を満たせば申し込める形ですので、事故住宅につきましても同じように申し込める形で運用したいと考えてございます。

それで、事故住宅の改修の内容というか、範囲なのですけれども、これは通常の退去修繕の仕様書がありまして、傷んでいたり汚れているところは新しく張り替えたり取り替えたり清掃等を行うような形で、基本的には同じ扱いでやっていますので、事故住宅だからといって何かすべて新しく中を全部取り替えるということでは対応していない形になっています。

秋元委員

私からは最後になりますけれども、先ほどの若竹道営団地ですけれども、今後増えるというふうに予想される特定目的住宅に応募する方がぜひ入れるような形で、特定目的住宅としての戸数を増やしていただきたいというふうに思いますし、先ほど来訴えております収入超過者やまた滞納者の方に対してのこういう対応もしっかりと取り組んでいただきたい。また、公平という部分では、しっかり本当に困っている方が入居できるような、そういう対策をぜひ続けていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

斉藤（陽）委員

公債費について

財政問題で公債費についてお伺いをいたします。

我が党の秋元議員の代表質問で、市長の方から実質公債費比率が、平成18年度は17年度に比べて1.0ポイント悪化した20.2パーセントということで、非常に厳しい状態なわけですけれども、今後、将来の起債を見込んでも、起債の制限を受ける25パーセントまでには至らないという御答弁だったわけですけれども、この現状、18パーセントは超えているわけで、既に許可団体ということで、本市が実質的にそういう起債の制限を受ける状態なわけですね。そういう状態にあるということでもまず非常に厳しい状態だと思うのですけれども、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

（財政）財政課長

実質公債費比率の関係なのですが、17年度と今年度であれば1パーセント上昇したのですが、その関係につきま

しては、一時借入金の利息ですとか、あと元金分に対する債務負担を起している部分については入れなさいですとか、昨年と多少計算の仕方が変わっております。

それで、起債の制限ということなのですが、今制限されているのは、実質公債費比率が25パーセント以上になりますと、一般単独事業の中の一定の起債が制限されるわけですがけれども、現状においては、悲しいかな、許可団体にはなっておりますけれども、起債は一応制限されておられません。その中で一つ公債費負担適正化計画が計画したとおりに行くようにという状況を踏まえての許可にはなりませんけれども、現状としては制限されるまでには至っておりません。

それで今の公債費負担適正化計画、今の財政健全化計画もそうなのですが、今、予想される道路の整備ですとか、建物の整備、一定のものについては踏み込んでつくってございます。それから、秋元議員から御質問があった新病院の統合新築の部分につきましても、財政健全化計画の繰出金の中で計上しておりますし、実質公債費比率の中でも、その分の区分でいくと純元利償還金の中で一応計上しているという状況です。

斉藤（陽）委員

そういうことなのですが、小中学校の改修事業として昨年の参考資料を見ますと、平成20年度からですか、4,000万円ずつの起債が置かれている。あるいはこの部分でも、そのほかに学校適正配置の問題と絡みますけれども、耐震化などでこれが本格化しますと相当大きな上乗せになるだろう。さらに今、石狩湾新港で新規の港湾整備が、防波堤（島外）の部分とか、北防波堤の延伸とかというのが出てきていますので、そういった部分の負担が上乗せされるということになりますと、非常に厳しい状況にさらに悪化するといえますか、そういった部分も考えられるのですけれども、それでも25パーセントは大丈夫だということになるわけでしょうか。

（財政）財政課長

今、御質問があった実質公債費比率の25パーセントの件なのですが、確かに今見ております小中学校の改修事業というのは、例年やっております屋根部分ですとか、壁の大規模改修の事業費で財政健全化計画の方は見ておりますし、実質公債費比率の方については、それに係る起債の部分を見てございます。

それで、今お話のございました今後の耐震化の部分ですとか石狩湾新港の新たな事業については、今の財政健全化計画ですとか、公債費負担適正化計画の中では見てございません。それにつきましては、要は何年度からどれだけの事業ですとか、耐震化の場合であれば耐震工事だけなのか、また、どれだけの事業費がかかっている改修事業になるのか、この点が見込めないということがございまして、この中には組んでございません。

確かにそういう事業をやりますと、今の財政状況からいきますと、財源を起債に求めなければならないという状況もありますので、その場合につきましては当然に元利償還金も増えてくるという状況もありますし、実質公債費比率の上がる要素の一つにはなるかと思えます。

学校事業であれば、これは新たに建てる場合ですとか、増築の場合なのですが、国の資金であれば一般的には3年据置きの25年償還ですとか、ちょっと長いスパンになりますので全く影響がないとは言いませんけれども、借りる条件としてはそういう状況になります。あとそのとき利率がどれだけになるかということもございまして、それらが具体的なものになれば、当然この計画の中には組み込まなければならないと思っております。

斉藤（陽）委員

今年の春に策定されて道に提出されたこの財政健全化計画、またそれと同時に示された公債費負担適正化計画、これがこの計画における実質公債費比率の積算は、18年度は3か年平均の比率で19.0パーセントと本来見積もられていたのが、もう20.2パーセントということで、かなり大幅にかい離しているという事態なわけですから、今、簡単ですが取り上げたそういった追加要素といえますか、そういったものを加味した見直しを早急に行って、できるだけ精度の高い財政の将来見通しというか、そういった部分をきちんと見直す必要があると思えますけれども、いづごろその見直し計画をお示しいただけますか。

財政部長

この公債費負担適正化計画につきましては、先ほどの実質公債費比率の関係もそうですけれども、算定の仕方が変わったというところが大変数値が上がった大きな要素でございますので、基本的に以前から想定していた私どもの公債費の償還スケジュールというのは、現在大きく変わってはいないわけです。

その見直しの関係ですけれども、基本的には今平成24年度までの財政健全化計画に沿って財政運営を行っておりますので、何としてもその中で黒字化を図りたいという中では、公債費の起債の発行額についてもおのずと制約をしていかなければならないという状況にあると思います。そういう中であって見込んだときに、将来的に近々といいますが、25パーセントを超えるということはまずないだろうと想定しておりますけれども、その財政健全化計画自体の見直しですとか、大きな要素が出てきて、そうなった場合におきましては、それと連動した中で、当然、公債費負担適正化計画も見直していかなければならないのではないかと考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

今、斉藤陽一良委員の方からも、財政の問題を質問されたわけですがけれども、財政事情というのは切りがないぐらいあるわけでごさいます。しかし残念ながら小樽市の財政は今大変厳しい。今、安倍政権も残念ですがおやめになって、新たな自民党の総裁が誕生して、これからどういう財政運営をされるのか、特に交付税の問題ですがけれども、大変地方財政が厳しいということで、若干の見直しがあるのかというふうに期待はするわけですがけれども、国も大変財政が厳しいわけですから、どういう形でいわゆる大都市と地方の格差を是正していただけるのか。これは大変我々も期待しますけれども、なかなか難しいところがあるのではないかと。基本的に私たちとしては、いわゆるひもつきの補助金ではなくて、一括交付金でいただきたい、そういうふうに主張しているわけですがけれども、そのことも含めてなかなか政治の力で今までのシステムを変えていくことが本当にできるのか、私は大変心配をしております。

そういう中で、これはやはり自治体が一定の工夫をして、住民の力を活用して、少ない費用で実効性を上げるような事業をぜひとも展開していく必要がある。そして、その事業が新たな税収を生んでいくような、地域の経済と活力を生んでいくような、そういう事業をみずからが知恵を絞って、そして特に国も大変予算の配り方がずいところがありまして、いわゆる知恵を出したところには公金を出そうということで、そういう自治体を選んでお金をつけるというような、そういうふうなシステムに変わりつつありますので、ぜひとも私たちのまちはそういうことを実行していただかなくてははいけない。

まちづくりと観光について

そういう意味で、私は代表質問の中で、そういう事業について二、三提案を申し上げ、質問をさせていただきました。それに関連をして、認識をこれからお伺いして、ある意味では、そういうやる気があるのかということをごひとも認識を共有していただきたいという意味で話を今回も申し上げたいと、こういうふうに思っております。

今、税収を見ますと、市民税については上がりましたね。これは国の税制が変わったわけですから、ある意味では税財源の移譲ということで、市民税の方に振り向けていただいたのですけれども、基本的に交付税でその分減らされましたから、ある意味では税収の増につながっていない。もう一つ、やはり固定資産税が評価替えなんかもあって、それも減っている。増える要素は一体あるのかということです。

私はこのまちの経済というのは、ずっと議論しているわけですがけれども、やはり観光という新たに生み出されたこの15年の産業を本当の産業に育て上げて、いろいろな分野があるわけですがけれども、そういうところもある意味では観光にリンクをしていくような政策を進めることによって、税収を上げていく。特にこの観光というのはどう

いう形で生み出されてきたかということ、残念ながら小樽市の経済界がこのまちに投資をするということから生まれたのではなく、特に道外の資本とか市外の資本が小樽のまちに投資をして、そしてそうした中で観光という活力を生み出しているということだと思います。

なぜそういうことが起きるかということ、基本的にこのまちは投資の魅力があるということです。それを受けて小樽市は、この小樽の自然や歴史を生かしたまちづくりを中心に、まちづくりを進めてきた部分があると思います。横道にそれたところはありますけれども、近年は、ずっと私が申し上げているように、例えば景観条例のこれは改正ではないそうですが、特別景観形成地区の拡大などを行い、なおかつ景観計画を策定して、そしてまちの行く末というか、将来をある意味ではそれに展望するというのですか、こういうまちにしたいという意思を示す。なおかつ観光計画も、これは観光誘致促進協議会の中では一定の調査報告がありましたけれども、市として取り組んで観光基本計画を立てた。そういう中で観光都市としての一定の展望を示して、方向性を出して、そして観光都市宣言をしていくと、こういう意思を示しているわけです。そして、ある意味では、外からの投資を呼び込んで、この小樽の経済に活力をつけよう。そういう先に、これは少し長くかかるかどうかはわかりませんが、税収を上げていくという、そういう戦略を立て、選挙後の市長の所信表明の中でも、そういうふうな道筋を立てて、そしてお話になったのだと私は理解しております。

種々のまちなか活性化計画のことも話をしましたけれども、基本的にまちなかの活性化も、観光という交流人口をいかに取り込むかということにシフトをしないと、これは成功しないという、そういうことで前回の旧法に基づくまちなか活性化計画の反省をきっちり書き込んでいきました。そういう意味でやはり観光という産業のある意味では重要性というのを、このまちは市民も含めて、行政もやはりきっちり認識をして、戦略を立ててやっていく必要があると、こういうことだと私は認識しております。

市長の答弁もいただいて、再質問も再々質問もさせていただいて、そして市長の方からも大変に有意義な答弁をいただいたわけですが、私はこの小樽のまちの市民力について、例を挙げて申し述べさせていただきましたけれども、今年度の10月にまた行われる、これは3期にわたる市民の独自のもので、いわゆる財源も自分たちで調達をして、そして市民の力で、これはもう市民だけではございません。工事には、これはボランティアに市の職員も来ていただいて、そして土木工事を行ったような例もあるわけです。こういうことをこれだけの規模のまちでやったところはないのです。新聞記者が今日はいませんが、これはぜひとも書くべきだと思います。そういう市民の努力はある意味では期待ができる、そういう都市だろうと思うのです。

これはやはり観光15年の中でいろいろな住民運動や、そして住民のボランティアの力があって、そしていろいろなソフト事業なども含めて主体になって、住民が行って、官民協働でやってきて、そしてこれだけの観光都市になったということですから、そういう中で、今この観光が下り坂に来ているとずっと私は申し上げておりますけれども、非常に今難しい状況に来ている。特に観光入込客数は変わってはございませんが、実質的な入込数がもう半減していると言ってもいいと思います。というのは、滞在時間が3時間や4時間でこれは短いと思っておりますけれども、近ごろは1.5時間ぐらいになっているのではないかとされておりまして。今まで小樽で食事をしていただいても、札幌で食事をするような日程を組んでおります。

そうした中で、私は堺町というのが、ある意味ではこの小樽の観光を15年、20年にわたって引っ張っていただいただけけれども、ここは大変ある意味ではポテンシャルが下がって、なおかつ販売額も、これはまだデータを見ないとわかりませんが、落ちているという実感を持っているそうです。これは観光客が、特にこの小樽のまちというのはリピーターが多いわけですから、そういう方々がある意味ではこの堺町や浅草橋街園を中心とした狭いエリアの部分で、ここだけにある意味では観光の拠点化しているわけですが、こういう小樽の観光の姿ではやはり飽きられていくということは自明だと。

そうした中で、市長がずっとおっしゃっているように、念願の北運河や旧手宮線など、そういう従来から本当に

歴史的な価値を認識はされているけれども、なかなか経済価値につながっていない、そういう資源を生かす。これをどうやって生かすのかということです。私はこの生かし方は、当然、財源はないわけですから、取得はしていただきませけれども、整備や沿線の再生については、これは民間活力を入れ込んでやるということ以外にはないわけです。民間活力を呼び込むためには、やはりある意味では、一定の誘導策が要るわけです。これはお金でやるものもありますけれども、そうでない誘導策もあるわけです。そういう中で、私は次の展開として、旧手宮線やその沿線をいかに観光地化していくのか。これは景観法に基づきいわゆる景観計画も立てるわけですから。私はそこが小樽の景観創生事業を行われる中で、新たな観光地化していく、そのことが最も重要で喫緊の課題だというふうに思っているものですから、このことをずっと申し上げているわけです。

私は、種々のコンサルタントとも話をしておりますし、ある意味では一定小樽に興味がある、民間ファンの方とも話をしております。この条件は何かというと、やはりあの地域が大変歴史的な価値として魅力はあるけれども、住民の皆さんや行政がここを本当に観光地化したいのだという意思を示されないと、なかなかやはりある意味では民間で勝手にやってくれということではやりにくいと、こういうふうな話もいただいております。

そういう意味で、私が提案を申し上げたのは、これは旧手宮線の整備については、平成20年度をめぐりして民間とも協議をしながら、その計画を立てていくというふうにおっしゃっておりますけれども、それに先立って特に浅草線から中央通までの間に、暫定整備されてはいたしましたが、単に人だけ通れる遊歩道をつくっても、あれではある意味では沿線の再生というのは無理なのです。それからもう一つ、山側の取付けが悪いわけです。山側で店舗を開いた方が、これはナティブという喫茶店でしたけれども、旧手宮線との取付けが悪くて出ていきました。今、若干飲み屋があって、いわゆる旧手宮線の方にも入り口を設けてはありますが、これは取付けが悪いものですから、裏口から入れません。雪あかりの路のときなんかには若干入れるように、雪が高くなりますから私たちもそういう配慮をしたのですが、なかなかやはり構造上難しいところがある。

私はそういう意味で、線路の山側部分3メートルの部分、まくら木を横にずっと並べて、そして45センチ程度上げて、それをデッキにするということが必要ではないかと。そして、沿線で今店があるところを含めて階段にして、裏口をつけてやるということです。そういうことをすれば再利用も進んでいくのではないかとというふうにも考えたわけです。線路は残すわけです、まくら木の部分だけ。そして、海側については、まくら木を敷き詰めて、そこは馬車も人力車も人も通れるようにする。デッキのところは、人が中心に歩きますけれども、要するに海側については馬車も人力車もすれ違えるぐらいの幅にはなると思うのです。それを、住民主体でやろうと、先ほど申し上げた妙見川沿いの散策路を住民がつくったわけですが、土日をかけてやったわけですが、今度もやるのですけれども、そういうことを十分できるのではないかと私を申し上げたのです。

雪あかりの路でも1日180人、10日間の延べ人数1,800人にも上るボランティア、そういう方がいるのです。年寄りでちょっと作業に向かない人もいますけれども、でも雪あかりの路というのは大変過酷な作業ですから、まくら木を持つのは2人ぐらいでしか持てないでしょう。私たちもそうでしょうけれども、でもそういう事業をやることが、このニュース性というのはすごいものがあると思います。特に自治体のどこも財政が厳しくて四苦八苦しているわけですから、そういう中で、小樽市がそういう事業をやったと。また、やる目的も、このまちのこの部分をもう一回見てほしいのだと。日銀もありますと。色内通り、特に浅草線というのはいわゆる一級の近代建築があるわけです。それに隣接して、特に、今回、幌内鉄道については着目をしていただいて、遺産としても認めていただいたわけですが、そういういわゆる海側の基点としての小樽の手宮線です。全国で3番目に敷かれた鉄道が今もこのまちなかに生きているわけです。これに着目していただきたい。そのために市民は汗をかきます。なおかつ小樽には「小樽ファン」と呼ばれる応援団もいるわけです。それから、鉄道ファンもいるわけですね。そういう方々に呼びかけて、これを旅行商品として来ていただいて、そして仕事もしていただくと、これは市民一緒にです。さらに仕事もしていただいて、ますます小樽を気に入っていただく。というのは、小樽の市民の意欲あるポ

ランティアと触れ合っただけ、友達になるわけです。そうした中できずなを強めていくということです。こういうことを通した事業をやるのが、沿線の再生や沿線に対する投資意欲、これを高めることになるのではないかと、こういう趣旨で私は申し上げたのです。

旧手宮線の整備について

そこで、代表質問以上のお答えをいただけるとは思いませんが、私は、これは事業募集のことで質問したわけですが、高速道路交流推進財団というところが、地域の活性化事業を応援しますと。ただし、高速道路の利用促進につながるような事業でないといけないと思うのですけれども、それに支援金を出します。1点は3,000万円、各1,000万円が2点あります。10月末までに応募してくださいということでしたから、ぜひ応募したいと。観光協会の方で事務は引き受けて、市の方から応募していただきたいとお願いしたのですけれども、今回は確かに全体計画ができる前に、そういうことを市が応募してやるというのは、これはいかがなものかというふうに、私もそれはそのとおりだと思います。しかし、私は中央通までやろうとしたら、これは1,000万円ではできませんが、市民の力をかければ1,500万円から2,000万円くらいで十分な作業はできます。真ん中までだったら十分にできます。真ん中というのはちょうどあの荒沢商事のところ。日銀通りから130メートルくらいです。それだって1,000万円くらいでできるわけですが、そうした事業を、例えば今私たちが探ただけでもそういうものがあつたわけです。ぜひともそういうものを、支援事業というのですか、全額交付金の事業というのですか、そういうものを探していただきたいと思うし、もしそういうものが見つからなくても、私は今これから議論される旧手宮線の整備計画を練っていく期間において、そういう事業も念頭にぜひとも提案をして、こういうやり方で市としてはやりたいのだということを申し述べていただきたいと思ひますし、もう一つは市の方でも経済効果が上がると思ひます。すぐ回収できると思ひます。そういう意味で、単費でもそういう事業を起こすことを含めて検討をしていただきたいというお願いを再度申し上げますけれども、その点についての所感を、今日は市長ということではないですけども、副市長からでもお答えをいただければ、どのように考えられるのか、市長と相談しても結構ですから、お答えをお願いします。

副市長

いろいろお話がありましたけれども、旧手宮線の整備に手を挙げるという話については、これは御質問があつた段階で庁内で議論もさせてもらったの一定の市長の見解ですので、それ以上のものはないのですけれども、議論経過とすれば、一つは旧手宮線跡地というあの土地をいわゆる市民の財産として市が取得をして、そして一つの考え方でそれを占有するという、いわゆる観光協会の事業としてですね。だから、まくら木から何から全部敷いてしまつて、ではそのまくら木の財産はだれが持つのかと。

（「市でしょう。寄付するのだ」と呼ぶ者あり）

いや、ですから、そういう意味ではそういうことの議論を全体計画も含めて整理しないうちに、先に手を挙げてしまつて、当選したからそうしますという、こういう仕組みには、やはり市民合意という意味から言つてかなり現状では難しいだろうという判断が働きましたものですから、一定程度旧手宮線跡地全体、とりわけ手宮地区の方にどういう整備をするのか。それを今これから議論するという意味では、一つは将来的にどういう形をとつてやっていくのかという議論の中で、そういう案が出るのであればまた別ですけども、現状の中で答えを出せと言へば、今申し上げたような議論の中で、少しそういった全体的な議論をしながら答えを出したいと、こういうことでございますので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

山口委員

もう1点だけお聞きしたいのですけれども、私が提案申し上げた方法です。ごく普通の補助金事業なんかで業者が入札でやるということでは、効果がないと言つたらおかしいけれども、注目度がないわけです。そういう意味で、住民の手によって官民協働でやるというこの趣旨、これについてはぜひともそうしたいと、そういう方向で検討し

たいと。そこまでは言えとは言いませんが、当然そういうことは考慮すべきということではないですか。

副市長

基本的な作業なり発想そのものにしていくというのは、内部でしているわけではないのですけれども、ですからいろいろな形でこれからメディアも含めて注目度を高めていくというのであれば、今言った手法を含めてかなり大いにいいのではないかというふうに思うのですけれども、なにせこれから議論しようかという施設。まして今回の場合は、5年前に公共投資をしてつくったものを5年間使って、いわゆるその区間であっても破壊をするわけですから。

（「いや、破壊はしない」と呼ぶ者あり）

歩道として歩くところをまくら木で敷き詰めるということになる、いわゆる費用投資としての5年間との引き算の問題を含めて考えていかざるを得ない。そうなるともう少し市民議論というのは必要かと、そういうふうに思っていますので、全体的な考え方を含めて否定をしているつもりはございませんので御理解いただきたいと思ます。

山口委員

確かにそういう答弁になるとは思いますが、ただ申し上げたいのは、この事業というのは6月に国土交通省の方からお話をいただいて、それで我々としても内部で検討をして、担当部局とも相談をして、現場を見て、ある意味では積み上げてきたつもりでいるのです。これは後の話であまり言いたくはないのですけれども、そういう意味で我々観光協会の中でも、理事会でこういう事業をやろうということになったわけです。

ですから、今になって我々としては、実際それは確かにそのとおりだけれども、それもいわゆる見越してやりましょうというお話なのかと思ったのですけれども、どうもそうでなかった。例えば市長と担当部局との連携が、どうもうまくいってなかったのではないかというふうに若干思うところはあります。これは降ってわいた話で、今回、代表質問のときにいきなりやったというわけではないですから、そこは誤解をしていただかないように。この件はこれで結構です。

地域産業支援モデル事業について

今日は四つぐらいやる予定だったのですけれども、もう一点だけ質問させていただきたいと思ます。

今のようなことに関連して、これは総務省の管轄と言ったらおかしいけれども、財団法人地方自治情報センターの採択を受けたいいわゆる「e コミュニティ事業」。これは地域産業の支援事業、モデル事業でございますけれども、これを観光協会が事業主体となり、市が地方自治情報センターの方に出して、それで採択されたという事業です。この事業は、大変使い勝手がいい事業になると私は思ます。代表質問の中でも申し上げましたから詳しくは申し上げませんが、最初は空き室ファンドと、たぶん2月の雪あかりの路のときにやろうと思したのですけれども、このリスクをファンドの応募者の方に負ってもらおうということ。赤井川村の寒芋、これについてもやろうということ。これは入り口事業です。私たちはどう考えているかということ、これをもっと応用していきたいというふうに思っているわけです。

代表質問の中でも申し上げたのは、特に小樽の不動産資源です。これは調べていないので推測です。私もずっと選挙のときに回りましたけれども、山のとっぺんでこんなところによく人が住んでいるなというところがいっぱいあるのです。そういうところに古い住宅があって、それがだれも住まない住宅になっている場合が大変多いのです。そこまでいくと海がぱっと見えたり、すばらしい景観のところもあるわけです。実際に廃屋になって、屋根が落ちてきているような家屋もあります。これは市内随所にあります。真栄の方にもあるし、塩谷の方にもある。富岡にもあります。こういうものを調査して、それを別荘として売り出したらどうかということ。これは建築士会とか建設事業協会もあるわけです。そういうところというのは建設事業費が、これ数字を見ればわかるでしょうけれども、往時の新谷前市長のときから比べれば10分の1にもなっているわけです。公共事業が減

っています。市もお金がないから、そういう普通建設事業費も減っているわけです。大変苦境に立っているわけです。市内で需要を掘り起こすといったって、これは無理です。売れませんね。また、所有者の方も売れないで困っている。これは本州の大都市の方々に向けて情報発信をすれば、私は別荘として十分に使っていただけると思うのです。例えば1,000万円でファンドを組んで、ファンドが成立した時点で、そして例えば100万ぐらいでしょう、消費者に支払をする。これはファンドが成立した時点です。それで、そのときに募集をかけるのは、市内に1級建築士の方は随分いるわけですから、そういう人方にこの改築をどうしたらいいのかと。これはCGの映像で、画像でこういう別荘になりますと。これを1,000万円で売り出しますと。敷地はこれだけあります、景観はこういうふうです、中はこういうふうです、外観はこういうふうですと出して、そして1,200万円で販売をかけると、これは1,300万円でもいいです。それで、もし売れば、配当してあげればいいわけです。そうしたら、また次々とファンドを組んでいく。そうすると需要が生まれますね。もう一つは、冬は住まないわけですから、管理も含めて建設事業協会や建築士会の方々、業者がおやりになればいい。そういうことで需要をつくっていくということです。

もう一つ、例えば裁判所へ行ってごらん下さい。競売物件がいっぱいあります。不動産業者は築10年以内ぐらいの物件しか出しません。そういう物件というのはいっぱいあるのです。それを小樽の人も知らないけれども、都市周辺、例えば東京の人や大阪の人なんか知りません。それをちょっと手直しして、それを売り出していくということも可能です。私は移住策としていろいろ議論はされていますけれども、そういうことをこのファンド事業で十分できると思うのです。

私がお答えをいただきたいのは、こういうことをただアイデアで持ってもだめなのです。これはまちづくり推進室とか企画政策室とか、そういうところと組んで、観光協会も今新しくなりましてまちづくり委員会ができました。そのチームでも今ファンド事業をやるのです。商品開発部会というのもありますけれども、そういうところに若い人も入っています。そういう民間と市の部局が連携をして、そしてチームをつくって、これは建築士会も入れればいいのか。建設事業協会も入れればいいのか。そういう中でこういう事業をどう展開していくのか。これは採択を受けて、ある意味で基本設計はできているわけですから、システムはできているわけです。もう、来年どうするかという話です。ぜひこういうことを、「おまえら勝手にやれ」ではなくて、関係部局も一緒になって検討してみたいと、こういうふうにはぜひとも市長の口から言ってほしいのですけれども、そのことのお答えを、今日は市長から聞かないと言いましたけれども、感想をお聞きして、ちょっと委員長には時間で迷惑をかけましたけれども、私の質問を終わります。

市長

今、お話がありました地域産業支援モデル事業の今後の活用ですか、今、お話があったような空き住宅といえますか別荘開拓、これには使えるのではないかと私は思っていますし、前々から要するに空き住宅の活用策を庁内で検討しろというふうに言っておりますし、さらに民間の力もかりて、今函館では総合的な案内をする事業に取り組まれていますから、そんなことも参考にしながら、これは検討に値するのではないかとこのように思っていますのでぜひやりたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

私は3点ほどお尋ねいたします。

防災対策について

まず、防災対策で、今回、質問させていただいたのですけれども、現実、大地震であるとか、昨日も東北では観測史上初めてという大雨が降ったのです。恐らく小樽では、同じような大雨が降りますと、相当被害が出るのでは

ないかと思うのですけれども、これからそういう被害が出る可能性が非常に高くなってくると思うのです。最近ずっと聞いていますと、観測史上初ばかりです。例年並みのというのではないです。そういう面では観測史上にないような大きなものが来る可能性が十分あると考えています。

今日は先日も聞いた部分で確認をしたいと思っていますけれども、例えば地震が来ますと、ライフラインが地面の下のものが大体おかしくなるという形で、その中では、水道設備、下水道設備というもの、またガスなんかもです。ガスも都市ガスの場合は、市がやっておりませんが、そういうものに問題が起こるのであろう。

それで、まず市の方も、そういう面では水道管などの老朽施設については、随時交換作業をやっていると思うのですけれども、今でもそういう古いものがあちこちにあるのか、それとも 1 か所に集中してあるのか、どちらかだと思ってしまうのですが、この辺につきまして今後そういう大きなものがあつたとき、災害として発生するであろうことが想定できるものについて、どのぐらい今あるのかということについてお聞きしたいと思います。

（水道）管路維持課長

今、水道管の老朽管がどのような位置に埋設されているかということでありまして、市内残存管につきましては、約 39 キロメートルございます。そういう中では、当時の旧市内に入れたパイプが非常に多く点在しているわけでありまして、どういう地域という形で、ちょっと線が入っている部分が多いのですけれども、パイプの多い地域で言いますと、手宮地区、末広地区、豊川地区、そのほか入船、花園、こういう地区に残存管として残っている状況でございます。

吹田委員

ということは、そういう全体的な改修については、全般に行っているという形ではなかったのですか。古い管を新しい管に取り替える場合に、ポイントでやりながら、全体を埋めていこうということをやっていたのですか。

（水道）管路維持課長

実際には老朽管の位置づけとしては 264 キロメートルありまして、それぞれ今 39 キロメートルという形の中では 225 キロメートルほど改修してきている。これにつきましては道路改良、また、水道局の方で事故とかそういう履歴を見ながら、優先順位を決めながら交換してきている状況でございます。

吹田委員

例えば今新しい管にしたときに、これについてはそういう大きな地震が来ても全く大丈夫だということで考えてよろしいのですか。

（水道）管路維持課長

耐震化ということだと思いますけれども、これについてはすべての管路で耐震化というのは、当然ばく大な費用もかかりますし、難しい状況でございます。水道局といたしましては、重要幹線だとか応急給水拠点だとか、そういうルートに対して耐震計画をもって耐震化を進めているところでございます。

今、配水管の延長といたしましては、そういう計画の中では約 62 キロメートルで耐震管を計画してありまして、そのうち約 21 キロメートルを耐震管にしている状況でございます。

吹田委員

今の答弁を聞きますと、やはりいざとなった場合は、相当のところ被害を受けるのではないかという気がいたしますけれども、今ありました 39 キロメートルということなのですけれども、恐らくこれ実際になった場合は、本管また引込み管も含めての関係でそういうふうになっていますから、そういう面では引込み管というのについては、どの程度そういうことについて想定をしているのか、いかがでしょうか。

（水道）管路維持課長

今、引込み管というのは給水管という位置づけでございまして、これにつきましては、6 万世帯以上ございます。それぞれそういう形の中で給水管が入ってありまして、これにつきましては金属管とか、今、一般的にはポリエチレ

ン管というものを使っています、それにつきましては給水管の地震に対する損害というのは、個人のパイプという点では少ない。そういう部分については、ポリエチレン管にかえることによって対応できるというふうには思っているところでございます。

吹田委員

実際に災害が発生しますと、市民は早急に直してもらいたいということを要望されますし、また、こういうライフラインがとまりますと、そのときから生活がおかしくなりますから、そういう面ではこういうことがあったら、想定の中でどの程度でそういうものが回復できるのか。また、そのときに今では大変仕事もだんだん減りましたから、市内の関係の業者も減ってきているのだと思うのですけれども、そういう意味では、市内の業者について、皆さんが想定されていた中での対応ができるだけのハードの形の中での対応ができるものがあるのかどうかについて、いかがでしょうか。

（水道）管路維持課長

私どもといたしましては、水道局の危機対策要領に基づきまして、補修等を含めて管工事組合と協定を結んでいるところでございます。これにつきましては、平成18年4月25日に災害時における上下水道施設の応急対策に関する協定書というのを結びまして、市内の業者が加盟されています、組合と協定を結んで、その中で応急復旧の対応、それから応急資材の対応、また給水班を設置して応急給水対応、こういうような形の対策を協力願うような形をとっていくということでございます。

吹田委員

それで、協定を結んでいるのですけれども、そういう業者はどのくらいの数なのでしょう。

（水道）管路維持課長

現在、組合加入者数でいきますと、22社がそれぞれの体制をとるような形で対応しているところでございます。

吹田委員

水道、下水道に関しては、市の直接の形でございますけれども、これがガスであるとか、また、当然、地震の場合はよく見られるのは電気の関係だとか、電柱が倒れるということがあるのですけれども、こういうものにつきましては、そういう関係業者がやると思うのですけれども、当然何かの問題が起きたら、市の方に問題が持ち込まれると思うのです。そういう中で市はどのようなとらえ方をしているのか。また、ガスについては、北見市でのようなこともあったのです。あれは災害ではなくて、老朽化の関係のものだったのですけれども、そういうときに、こちらの方の防災の関係を考えますと、その辺につきましてはどのような姿勢で市の方はかわるのでしょうか。

（総務）黒澤主幹

委員が御指摘のライフライン関係のいわゆる作業という部分だと思いますけれども、これは小樽市地域防災計画の中で防災関係機関等の処理すべき業務という形で記載されております。この中には、ライフラインですから、北ガス、北電、又はNTTという関係機関というものにしてあります。これにつきましては災害が起きた場合、それぞれ独自に災害復旧体制をとります。

その中で防災関係のかかわりという部分ですけれども、災害が起きた場合、当然、各機関についても把握はしていると思いますけれども、ライフラインの確保という形で我々もそういう連絡体制、いわゆるどこでどういう災害が起きたか、そういう連絡体制について、北電、北ガス、NTT、さらに水道局と密接な連絡体制をとれるようにしておりますし、防災が主体となって連絡体制をとるような形にしています。

吹田委員

この連絡等については、ホットラインとか、そういうのを持っていますか。

（総務）黒澤主幹

連絡体制については、ホットライン的なものはございませんけれども、今、訓練等をしてありますけれども、一

般加入電話、携帯電話、さらにファクス、メール、いろいろな想定できる通信手段をもって連絡体制をとるようにしています。

吹田委員

そういう防災の中心になる部分でございますから、各関係機関と、そういう意味では最優先の連絡をとり合えるようなものは、私は必要ではないかと思えますし、そのことについては、それほど何か費用のかかる問題ではないような気もしないではないのです。やはりある意味で、例えば N T T でも、公共施設の関係は、何かとまってもそちらの関係の電話だけは通しますという内容で今もやっていますけれども、なるべく私は防災にかかわっては、そういう形にしなければだめではないかという気もするのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

（総務）黒澤主幹

当然、災害が起きますと、一般電話とかが寸断されるという状況がございますので、その辺もどういう形で早急に連絡できる体制をとれるかどうか、ちょっと考えてみたいと思います。

吹田委員

防災につきましては、ぜひそのように進めていただきたいと、こう思っております。

児童福祉施設の周辺で規制を受ける建築物について

続きまして、今回ちょっと違う形で張碓の方の保育園の関係で話が出たのですけれども、児童福祉施設という関係の観点からお聞きしたいと思えますけれども、児童福祉施設にかかわって近くに何かを建てる場合、規制がかかることもある。それはどういう形で規制があり、それはどういう法律でなっているのか、お聞きしたいと思えます。

（建設）建築指導課長

児童福祉施設の周辺で規制を受ける建築物についてであります。建築基準法上は、都市計画で定められております用途地域ごとに建築できる用途が決められておまして、今おっしゃいました特定の施設の周囲で建てることのできないという、そういった規制にはなっておりませんが、建設しようとする建築物各施設の設置に関する法律ですとか、そちらの設置基準等で児童福祉施設の周辺で建設や営業が制限されているものがございます。

例といたしましては、先日、話題になりましたいわゆるラブホテルにつきましては、建築基準法では商業地域以外には建築することができないというふうになっておりますが、さらに風俗営業法で、児童福祉施設の敷地の周囲 200メートルの区域内では営業できないというふうに定められております。また、パチンコ店やマージャン荘などの風俗営業につきましても、児童福祉施設の敷地の周囲 100メートル以内の区域内では、営業することができないというふうに定められております。

吹田委員

この児童福祉施設というとらえ方なのですけれども、どういう形で、基本的には国の認可という形だと思うのですけれども、この辺のことについては、いかがでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

児童福祉法に規定されています児童福祉施設についてですけれども、同法第 7 条第 1 項に規定しておまして、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとするとなっております。

これにつきましては保育所の部分についてですけれども、乳幼児の保育業務を目的とする施設で、施設の構造、それから保育士の数など厚生労働省が定める基準を満たして、児童福祉法に基づく施設の設置認可を受けているものを認可保育所というふうに言われておまして、それ以外のものは認可外保育施設というふうになってございます。それで、この同法第 7 条第 1 項で規定しておまして保育所につきましては、認可保育所を指すものであります。

吹田委員

今、子育て支援課長から答弁がありましたけれども、こういう児童福祉法に係る施設というのは、これは国が認可した施設がこういう法律に影響するというところでございますけれども、今回ちょっと別の観点で、別の方に付託しているのですけれども、無認可施設という、今回陳情を提出したところは非営利法人という形で法人としては認められているのですけれども、施設としてはいわゆる無認可ということですから、そういう施設については、こういう法律の適用を受けていないという形だと思っております。この辺につきまして、基本的に、国は今、待機児解消ということで、なるべくそういう施設を少しでも必要なところにつくらなければということで、無認可施設をそういう基準に合った形で認可施設になっていただきたいということを政策として取り組んではいるのです。

ですから、私は、こういう問題については法律で守る形にしていきたいと思いますということを思っているのです。今もいろいろな形で、例えば臨港地区に別の形のものが建ったという、使用目的が違うのだということなのですから、こういう施設を認めないのだという地区に、何かの関係で万が一に建物が建ったと。その場合にそういうものを撤去するようなことはできないのかと思います。ですから、今は何となく、このようなことは指導するとか何とかということですが、私としてはそれをきちんとしないと、いつまでたってもそういうことが続くと思うのです。例えば今は調整区域みたいな、それについても、私はきちんと伝えて、それこそ、今、札幌でごみ処理などで代執行をしていますけれども、そのくらいのものがないと、これからはやはりそういうものについて守ろうとしないということになるのではないかと思います。

だから、私はその中で、例えばこういう児童福祉法の下ではだめだという形になるのか、今、建設部の方で、そういうものは一応だめだというのは、建築基準法の中にはそういうものはないという言い方をされましたけれども、こういう中でそういうものを盾にしてきちんとできないかというのを常に考えていますけれども、この辺につきまして、恐らく児童福祉法を盾にとって、福祉部が建物を壊すなんていう話ができないと思うのですけれども、その辺のところは何かいい方法はないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（建設）建築指導課長

基本的に建ってしまったものを撤去できないのか、強制的に撤去させることができないのかというような御質問ですが、基本的に今回の事案に関しては、建物の用途が問題になっているのと、もう一つは営業方法が問題になっているという部分になりますので、建物の存在そのものが否定されるわけではないものですから、一つとしては営業停止という手段が一つ、もう一つは建物として使用停止というような手法があるのかというふうには思いますが、営業停止に関しましては、建築基準法ではなく、また別な法律になるわけですが、使用停止ですとか、そういったものについては、その状況、指導に対する対応も含めて、原則、行政指導の中で何とかそういった違った使い方を改めていただくというのが、まず我々の指導の仕方でありまして、それを何とか建築主の方に理解していただくように、今、努力をしているということでございます。方法としては、そういった法的には手法はありますけれども、なかなかそこまで実際に踏み込んでという事例は、今までにはございません。

吹田委員

私は、これについては、保育所というか、児童福祉施設はなんでもそうなのですが、やはり基本的には、こういう知らないでということは、そんなことはあり得ないのです。やはりきちんとそういうものを理解していただいて、そういうものをしないようにする。しないようにするためには、その法は何かということをやはりきちんと出さなければ、私は社会というものは非常にいいかげんな部分が常に動いていまして、一般的な社会においてはやはり規制をかけないと何でもオーケーをしないといけない。その範囲であればいいという、そういうことですので、それ以上のことをするというはあまりないというのが、世の中の一般的な考え方なのです。

ですから、そういう部分では、そういうことについてやはりしっかり見ていただいて、必要なことはきちんとやるのだと、きちんとそれで示すのだということにすれば、そういうことをする人も極端に減るのではないかと思っ

ていますので、ぜひそういう部分でお願いしたいと思います。

学校の外部評価委員会について

続きまして、教育委員会の方へお聞きしたいと思いますが、先日の質問の中で、第三者評価委員会というものをつくったらどうかと聞きましたら、そういうことについては検討するという形でお答えいただきました。これにつきまして、実際に、今後進めるとしましたら、どんな形で進めていくのか。また、これにかかわって、今も少なくとも現場は頑張っているとは思いますが、私としては、こういうものについてはなるべく早くきちんとやって、適切にもう少し頑張ってもらいたいと思います。それに対してきちんと評価をして、またそれに必要なことをやっていただいて、そして子供をしっかりと育てていこうという、そういう中でそのことをやっていただきたいと思うのですが、このことについての考え方をお聞きしたいと思います。

（教育）指導室長

第三者による評価委員会、いわゆる外部評価についてなのですが、学校評価の目的には3点あると考えております。1点目は学校の組織的・継続的な改善を図るため、2点目が保護者、地域住民と協働して開かれた学校づくりを推進するため、3点目が学校の質の向上を図るためであると考えております。この目的を達成するためには、やはり外部評価委員会、これが必要であると考えております。

ただ、外部評価委員会の設置の考え方には二通りあります。一つ目が既存の組織を活用する方法、二つ目が新たに設置する方法というのがあります。幸い本市においては、全学校で学校評議員制度が実施されておりまして、全学校に学校評議員がおりますので、学校評議員を活用した外部評価委員会を進めていくのが適当ではないかと考えております。

それで、先ほど井川委員の御質問にもお答えしましたが、現在、自己評価に全学校が今年度から取り組む予定になっておりますが、その自己評価が公開を前提としたものになっているかどうか、ここが非常にポイントになってくるわけなのです。学校の教員は、外部に開くということに対して大変抵抗があるというのも事実でございます。そんな中でも、平成18年度、保護者に対するアンケートということで取り組んでいる学校が、小・中合わせて28校ございます。19年度については、36校予定しております。保護者に対するアンケートですので、これは外部評価と言わないで、自己評価を補完するものとして取り組んでいるわけなのですが、その中でも少しずつ外部に開かれている状況がわかるのではないかと思います。

また、現在、評議員等に正式な外部評価委員会を設置しているわけではありませんけれども、18年度、小学校2校、中学校2校で評議員に対して外部評価ということで実施している学校もございます。また、19年度、小学校8校、中学校7校において評議員等に外部評価を実施していきたいと答えている学校もある状況でございます。

吹田委員

私は、今の評議員制度というのは大変いい面もあるとは思いますが、学校という特殊な教育機関ですから、これの評価をするための専門委員としてのというのは、大変失礼ですが、私はないと考えています。やはりそういう中では、これからこういうものを取り入れるというのであれば、私はそういう委員の選定を含めて、委員をつくり出す、最初はそういうことがないとだめではないかと思えます。私としては、今の福祉の関係で、評価する方々が大学の先生方も含めて全部かかわって、そして養成してやっているのです。それでもまだ問題がたくさんあります。だから、私にすれば、これだけ大切な日本の将来を左右する教育でございますから、これに対してやる場合に評価される方は、やはり相当のそういうメンバー。これだけの数がありますので、それを全部やろうとしたら大変なことになると思うのですが、やはりそういうような専門的な知識と、そういうものを受けた方、そしてそれを認定されるぐらいの形のものでなければ、私は第三者評価というのは、大変失礼ですが、形だけになってしまうのではないかと考えています。

こういうものについて、やはりそういう意味では、こういう評価する人の評価委員というのはきちんとつくって

いかなければならないと思うのですけれども、これらについてはちょっと話が違うような気がするのですけれども、私はそう考えるのですが、いかがでしょうか。

（教育）指導室長

委員が御指摘の評価委員の求められる要件についてなのですけれども、学校外部評価委員には、やはり学校から示される自己評価の結果とか、経営計画、教育課程、それらの資料を理解してさまざまな観点から考えを示していく、そういうような資質も求められると思いますし、それから授業参観などを通して的確に情報を収集したり、分析したり、そういう能力も必要だと思います。また、学校の状況を偏りなく評価する、そういうような資質も必要になってくると思います。

委員が御指摘のとおり、外部評価の考え方、実施方法等について研修会を開いて、外部評価委員会を設置する場合については、評価委員になられる方に研修をして、学校の改善に尽くしていただくようにしていかなくてはいけないと考えております。

吹田委員

やはりいろいろな意味でいろいろなことを見まして、やはり現場を知らないとよく言われるのです。そういうことについてきちんと熟知された方がそういうのをやらなければ、評価が本来は違うということになりますので。そういう部分について非常に大切なことですので、ぜひそういうものを含めてこれから進んでいただきたいと思いません。

教育委員会の人事権について

また、もう一点ですけれども、私は最後に人事権につきまして、これについても平成17年に国の中央教育審議会の関係ですが、国の方でそういう答申が出されたのですけれども、この人事権の問題について、これから私としてはそれをきちんと持っていて、そういった優秀な人材をしっかりと確保していただきたいと思えます。それと、人事権の問題について、これからどの程度の年数でそれが進んでいくのか。実際に可能なのかどうかという点を含めましていかがでしょうか。

（教育）学校教育課長

人事権についてのお尋ねでございますけれども、平成17年に中央教育審議会で答申され、今年の教育関係三法の改正時におきましてももろもろの課題があり、引き続き検討が必要ということでまた答申されたわけですけれども、その課題と申しますが、一つには、例えば教職員の給与をはじめ人事権の移譲に伴うさまざまな経費、例えばこれらについての財源をどうするのか。あるいは実際の人事が移譲された場合の新規採用に際して採用希望者が大都市に集中してしまっていて、いわゆる小さな市町村には来ないのではないかと。あるいは中学校の教科ごとの担任をどうやって採用するかというもろもろの課題がありまして、その課題をいかにクリアしていくかというのが今後の検討でありますし、注目される事柄だと思います。

吹田委員

いろいろな問題を抱えることは、一応やろうとする意思があれば、ある部分はクリアしていくのだというふうにご考えてございまして、私はこれからそういう評価の関係であるとか、人事の関係であるとかということについては、しっかりと前に進んでいただきたいと思っておりますけれども、この点につきまして教育長の方から、最後ですけれども、何か所見があればよろしくお願ひしたいと思います。

教育長

2点ほどお尋ねがございましたが、1点目の外部評価についてであります。たしか第1回定例会のときにも小樽市の現状では、まず自己評価が必要だということをお話してきていたところだと思いますが、その自己評価も先ほど指導室長から話しましたように、かなりの学校が取り入れました。次に、第2ステップとしまして、今度は学校以外のいろいろな方から指導を仰いで、そして学校を冷静な目で客観的な目で見させていただくという、そういうステッ

ブに今年度、来年度かなりいきそうな状態でございます。さらに、そういう中を通して、委員が非常に御心配されていますように、学校を見る、評価する人の見る目を育てていきたいというふうに考えております。何よりも一番今組織としてあるのは学校評議員制度でございますので、まずその方々に自校を見る目をぜひ育ててほしいという思いで、各校長をお願いしているところです。そういう積み上げの下に、全市的に、今は一校一校それぞれが特色を持っていますので、そういう目で評価をしていただきたい。それがだんだんと全市的なものというふうに私どもは考えているところでございます。

それから、2点目の人事権についてですが、人事というのはやはり学校をよくも悪くも左右する大きな問題ではないかと思っております。後志にはこの二、三年前から人事要綱並びに人事要領というのがありまして、例えば新卒でしたら4年、それから普通の一般教員でしたら5年から6年、一つの町、一つの市、一つの村にいたらほかのところに動かすという、そういう要綱ができてございます。残念ながら、私どもも小樽の活性化に向けて、それに乗じてというふうな考えで見えておりますが、これは新卒でありますとか若い方々はそれにのっかってやりますが、前回の質問でもございましたように、そういう要綱をつくっておりますが、人事権が道教委で最終的には道教委にゆだねているところでございますので、そういう面では私たちはできるだけそれに基づいて、今、後志教育局にそれを運用されるようお願いしているところでございます。

いずれにしても、これから支庁の合併でありますとか、教育局の合併のことがありまして、今以上に大きく五つか六つの支庁制度になりますので、もしそれが進むことになったら、人事もかなり大がかりなものになるのではないかと予想しているところでございます。今ある勢力の中で、教員たちに頑張ってもらって、小樽の教育を堅持するために頑張っていたらこうということをお願いしております。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。